

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条の四」に、「第二章 銀行の更生手続（第三条―第十八条）」を「第二章 銀行の更生手続（第三条―第十八条）」に、「第

第二章の二 保険業を営む株式会社の更生手続（第十八条の二―第十八条の十九）」

「第十節 報酬及び報償金（第百五十八条―

第三章の二 相互会社の更生手続

第一節 総則（第百六十条の二―第百六十

第二節 更生手続の開始（第百六十条の十

第三節 管財人及び調査委員（第百六十条

第四節 更生債権者、更生担保権者及び社

第五節 関係人集会（第百六十条の六十五

十節 報酬及び報償金（第百五十八条―第百六十条）」を

第百六十条)

条の十一)

二―第百六十条の三十四)

の三十五・第百六十条の三十六)

員(第百六十条の三十七―第百六十条の六十四)

―第百六十条の六十八)

条の六十九―第百六十条の八十五)

第六節 更生手続開始後の手続(第百六十

第七節 更生計画の条項(第百六十条の八

第八節 更生計画の認否及び遂行(第百六

第九節 更生手続の廃止(第百六十条の百

第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百

に、「第三節 投資者保護基金の権限(第百七十七條

十六―第百六十条の百五)

十条の百六―第百六十条の百四十二)

四十三―第百六十条の百四十七)

四十八―第百六十条の百五十)

」

「第三節 投資者保護基金の権限（第百七十七條の二―第百七十七條の

第四節 保険契約者保護機構の権限等

の二―第百七十七條の十四)」を

第一款 保険契約者保護機構の権限（第百七十七條の十五―第百七

第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第百七

十四）

に、「第三節 投資者保護基金の権限（第百九十四条の二―

十七條の二十七）

十七條の二十八―第百七十七條の三十四）」

「第三節 投資者保護基金の権限（第百九十四条の二―第百九十四条の十四）」

第百九十四条の十四)」を

第四節 保険契約者保護機構の権限（第百九十四条の十五―第百九十四条の

二十九）」に、「第百九十四条の十五」を「第百九十四条の三十」に、「第二百一条」を「第二百二条」

に改める。

第一条中「協同組織金融機関」の下に「及び相互会社」を加える。

第二条第四項中「外国証券会社」の下に「（次条において「外国証券会社」という。）」を加え、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項第一号中「及び証券会社」を「証券会社及び保険会社」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「保険会社」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（次条において「外国保険会社等」という。）であつて、同法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構にその会員として加入しているものをいう。

6 この法律において「相互会社」とは、保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。

第一章中第二条の次に次の三条を加える。

（金融機関等の更生手続等の管轄の特例）

第二条の二 金融機関、証券会社及び保険会社（以下この章において「金融機関等」という。）に係る更生事件、金融機関及び証券会社に係る再生事件並びに金融機関等に係る破産事件について、次の各号に掲げる裁判所が当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する場合には、会社更生法（昭和二十七年法律第一百七十二号）第六条（第二十一条及び第一百六十条の四において準用する場合を含む。）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五条及び第六条並びに破産法（大正十一年法律第七十一号）第一百五十条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、更生手続開始、再生手続開始及び破産の申立て（第三項において「更生手続開始等の申立て」という。）をすることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する
地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地

方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 大阪地方裁判所

2 前項に規定する「本店等」とは、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるものをいう（次条及び第二条の四において同じ。）。

一 銀行、証券会社及び株式会社である保険会社（第三号に掲げるものを除く。） 次のイ又はロに掲げる事件の区分に応じそれぞれイ又はロに定めるもの

イ 更生事件 本店

ロ 再生事件及び破産事件 主たる営業所

二 協同組織金融機関及び相互会社である保険会社 主たる事務所

三 証券会社である外国証券会社及び保険会社である外国保険会社等（次号に掲げるものを除く。）

日本における主たる営業所

四 保険会社である外国保険会社等であって、保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社であるものの 日本における主たる事務所

3 第一項の規定及び会社更生法第六条（第二十一条及び第六十条の四において準用する場合を含む）。

）、民事再生法第五条又は破産法第一百五条の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、同項に規定する事件は、先に更生手続開始等の申立てがあった裁判所が管轄する。

（金融機関等の更生手続等の移送の特例）

第二条の三 裁判所は、前条第一項に規定する事件が係属している場合（同項の規定により係属している場合を除く。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、会社更生法第六条（第二十一条及び第六十条の四において準用する場合を含む。）、民事再生法第五条及び第六条並びに破産法第一百五条の規定にかかわらず、職権で、これらの事件を前条第一項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、前条第一項の規定により同項に規定する事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、これらの事件を当該金融機関等の本店等の所在地（更生事件にあっては、当該金融機関等の本店等、他の営業所若しくは事務所又は財産の所在地）を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（金融機関等に係る更生債権確定訴訟等に関する移送の特例）

第二条の四 裁判所は、第二条の二第一項の規定により同項に規定する事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、会社更生法第四百八条（第七十八条及び第六十条の五十九並びに同法第五百十一条第二項（第七十八条及び第六十条の五十九において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、民事再生法第六十条第二項及び破産法第二百四十五条の規定にかかわらず、職権で、当該事件に係る会社更生法第四百七条第一項（第七十八条及び第六十条の五十九において準用する場合を含む。）に規定する訴え、同法第五百十一条第一項（第七十八条及び第六十条の五十九において準用する場合を含む。）に規定する異議の主張、民事再生法第六十条第一項に規定する異議の訴え又は破産法第二百四十四条に規定する訴えに係る訴訟を当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

第四条第一項中「（昭和二十七年法律第七十二号）」を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 保険業を営む株式会社の更生手続

（保険業を営む株式会社の更生計画の条項）

第十八条の二 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む株式会社（以下この章において「株式会社」という。）の更生計画においては、保険契約の移転（同法第三百三十六條第一項に規定する保険契約の移転をいう。以下同じ。）、業務及び財産の管理の委託（同法第四百十四條第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。以下同じ。）、相互会社との合併、相互会社への組織の変更又は新相互会社の設立に関する条項その他更生のために必要な条項を定めることができる。

（株式会社の更生手続についての会社更生法の規定の適用）

第十八条の三 株式会社の更生手続についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	この法律	この法律の規定又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。第二章の二
---------	------	--

第二百三十三条第一項第四号			
決議	譲り受ける	他人の営業	
決議又は他の相互会社の社員總會若しくは総代会の保険業法第八十六条第一項の組織変更計画書（同法第九十二条の七各号に掲げる事項の定めがあるものに限る。）の承認の決議	社の保険契約の移転を受ける	他人の営業、事業	社に会社の業務及び財産の管理の委託（保険業法第四百十四条第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。）をし

第二百三十三條第一項第五号	決議	決議又は他の相互会社の社員總會若しくは總代会の保険業法第八十六條第一項の組織変更計画書（同法第九十二條の九第一項各号に掲げる事項の定めがあるものに限る。）の承認の決議
第二百三十三條第一項第六号	会社の株主總會	会社又は相互会社の株主總會又は社員總會若しくは總代会
第二百五十條第一項	他人の營業	他人の營業、事業
第二百五十三條第二項	の規定は、適用せず、同法	並びに保険業法第十六條の二及び第十七條（第六項を除く。）の規定は、適用せず、商法
第二百五十八條第三項	の規定は、適用せず、同法	並びに保険業法第百六十五條の

		二及び第百六十六条の規定は、適用せず、商法
第二百六十二条第一項	第二百五十八条第二項	第二百五十八条第二項（更生特例法第十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）
	又は第二百六十条第四項	若しくは第二百六十条第四項又は更生特例法第十八条の十二第七項、第十八条の十六第二項若しくは第十八条の十七第四項
第二百七十九条	及びこの法律	並びにこの法律の規定及び更生特例法第二章の二

2 株式会社更生手続についての会社更生法（第十一章を除く。）の規定の適用については、この章に特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあるのは、その性質に反しない限り、相互会社

を含むものとする。

（吸収合併）

第十八条の四 株式会社が、更生手続により相互会社と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その相互会社の名称

二 その相互会社の社員に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

三 合併に際してする新株の発行に代えて、株式会社が有する自己の株式で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するものをその相互会社の社員に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

四 その相互会社の社員に対する新株の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

五 株式会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

六 その相互会社の基金の拠出者又は社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七 その相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

八 合併剰余金額に関する事項

九 その相互会社における合併契約書承認決議のための社員総会又は総代会の日時

十 合併すべき時期

十一 その相互会社が合併の日までに剰余金の分配をするときは、その限度額

第十八条の五 株式会社が更生手続により相互会社と合併してその相互会社が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その相互会社の名称

二 その相互会社が合併により定款の変更をするときは、その規定

三 更生債権者若しくは更生担保権者又は株主に対して割り当てるべき基金の拠出の額及びその割当て

に関する事項

四 存続する相互会社の準備金に関する事項

五 株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六 その相互会社における合併契約書承認決議のための社員総会又は総代会の日時

七 合併すべき時期

八 その相互会社が合併の日までに剰余金の分配をするときは、その限度額

九 その相互会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十 保険業法第一百七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、

その規定

（新設合併）

第十八条の六 株式会社が更生手続により相互会社と合併して新株式会社を設立するときは、更生計画に

おいて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その相互会社の名称

二 新株式会社の定款の規定

三 更生債権者、更生担保権者又は株主及びその相互会社の社員に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

四 その相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

五 新株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

六 株主又はその相互会社の基金の拠出者若しくは社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七 その相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

八 合併剰余金額に関する事項

九 第十八条の四第九号から第十一号までに掲げる事項

十 新株式会社の取締役及び監査役の氏名

十一 新株式会社の会計監査人の氏名又は名称

第十八条の七 株式会社が更生手続により相互会社と合併して新相互会社を設立するときは、更生計画に

において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併の相手方たる相互会社の名称

二 新相互会社の定款の規定

三 更生債権者若しくは更生担保権者又は株主及び合併の相手方たる相互会社の基金の拠出者に対して割り当てるべき基金の拠出の額及びその割当てに関する事項

四 新相互会社の準備金に関する事項

五 株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六 合併の相手方たる相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

七 新相互会社の取締役及び監査役の氏名

八 新相互会社の会計監査人の氏名又は名称

九 第十八条の五第六号から第八号までに掲げる事項

（組織変更）

第十八条の八 株式会社が更生手続によりその組織を変更して相互会社になるときは、更生計画において

、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の相互会社の名称、目的、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに公告の方法

二 組織変更後の相互会社の基金の総額

三 前二号に掲げる事項のほか、組織変更後の相互会社の定款に記載すべき事項

四 更生債権者若しくは更生担保権者又は株主に対して割り当てるべき基金の抛出の額及びその割当てに関する事項

五 組織変更後の相互会社の準備金に関する事項

六 株主に金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七 組織変更後の相互会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

八 数人の代表取締役に共同して組織変更後の相互会社を代表させるときは、その旨

九 組織を変更すべき時期

2 第百六十条の八十九第二項から第四項まで及び第百六十条の九十の規定は、前項に規定する場合にお

ける組織変更後の相互会社について準用する。この場合において、第百六十条の八十九第二項及び第百六十条の九十第三号中「社員」とあるのは、「株主」と読み替えるものとする。

（新相互会社の設立）

第十八条の九 更生手続により、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで基金の拠出を引き受けさせることにより新相互会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新相互会社の名称、目的、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに公告の方法

二 新相互会社の基金の総額

三 前二号に掲げる事項のほか、新相互会社の定款に記載すべき事項

四 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して引き受けさせるべき基金の拠出の額及びその割当てに

関する事項

五 新相互会社の準備金に関する事項

六 株式会社から新相互会社に移転すべき財産及びその価格

七 新相互会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

八 新相互会社が社債を発行するときは、第百六十条の九十に掲げる事項

2 前項に定める場合を除き、更生手続により、合併によらないで新相互会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項

二 新相互会社の設立に際して募集する基金の拠出の額及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせ、又はさせないで基金の拠出を引き受けさせるときは、前項第四号に掲げる事

項

（保険契約の移転に関する特例）

第十八条の十 第十八条の三の規定により読み替えて適用される会社更生法第二百十七条の規定により更生計画において株式会社の保険契約を他の保険会社に移転し、又は他の保険会社の保険契約の移転を受けることを定めたときは、計画の定めによりこれらの行為をすることができる。

- 2 前項の場合においては、保険業法第三百三十六条の二及び第三百三十七条の規定は、適用しない。
- 3 第一項の場合における株式会社に対する保険業法第三百三十八条の規定の適用については、同条中「第三百三十六条第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。
- 4 前三項の規定は、保険契約の移転の相手方たる他の保険会社に対する保険業法の規定の適用を妨げない。

5 第十八条の三の規定により読み替えて適用される会社更生法第二百十七条の規定により更生計画において株式会社が他の相互会社の保険契約の全部に係る保険契約の移転を受けることを定めた場合においては、当該他の相互会社の解散の登記の申請書に対する保険業法第一百五十五条の規定の適用については、同条第一号中「第三百三十五条第一項に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録」とあるのは、「更生計画認可の決定書の謄本又は抄本」とする。

（業務及び財産の管理の委託に関する特例）

第十八条の十一 第十八条の三の規定により読み替えて適用される会社更生法第二百十七条の規定により更生計画において他の保険会社に株式会社の業務及び財産の管理の委託をすることを定めたときは、計

画の定めにより業務及び財産の管理の委託をすることができる。

2 前項の場合においては、管理の委託の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（合併に関する特例）

第十八条の十二 第十八条の四から第十八条の七までの規定により更生計画において株式会社が合併することを定めたときは、計画の定めによって合併することができる。

2 会社更生法第二百五十八条第二項の規定は、第十八条の六の規定により更生計画において株式会社が合併することを定めた場合において、合併により設立される新株式会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者について準用する。

3 第十八条の五又は第十八条の七の規定により更生計画において株式会社が合併することを定めたときは、合併後存続する相互会社又は合併により設立される新相互会社の基金の抛出の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、合併の効力が生じた時に基金の抛出者となる。

4 第一項の場合においては、保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百八

条ノ二、第四百八条ノ三、第四百十二条、第四百十三条ノ二第一項前段及び第四百十五条並びに保険業法第六十五条の二及び第六十六条の規定は、適用せず、同法第六十四条第三項（同法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第八十九条第三項において準用する商法第二百七条第二項又は保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六条第三項において準用する同法第二百七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

5 第一項の場合においては、保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六条第二項の規定は、適用しない。

6 前各項の規定は、合併の相手方たる相互会社に対する保険業法の規定の適用を妨げない。

7 会社更生法第二百五十六条の規定は、第十八条の四第六号、第十八条の五第五号、第十八条の六第六号又は第十八条の七第五号の規定により株主又は相互会社の基金の拠出者若しくは社員に社債を割り当てた場合について準用する。この場合においては、株主又は相互会社の基金の拠出者若しくは社員は、合併の効力が生じた時に社債権者となる。

8 第一項の場合においては、合併による株式会社の変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決

定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

9 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

10 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる相互会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

11 第一項の場合において、合併の相手方たる相互会社が合併後存続するときは、第十八条の三の規定により読み替えて適用される会社更生法第十七条第三項の規定は、適用しない。

12 前項の場合における合併の相手方たる相互会社の合併による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更に関する特例）

第十八条の十三 第十八条の八第一項の規定により更生計画において株式会社がその組織を変更することを選んだときは、株式会社についての解散の登記及び組織変更後の相互会社についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に組織変更の効力が生じる。

2 前項の場合においては、組織変更後の相互会社の基金の拠出の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、組織変更の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

3 第一項の場合においては、保険業法第六十九条から第七十八条まで、第八十一条及び第八十四条の規定は、適用しない。

4 第十八条の八第一項第七号の規定により計画において組織変更後の相互会社の取締役、代表取締役又は監査役となるべき者を定めたときは、これらの者は、組織変更の効力が生じた時に選任され、又は選定されるものとする。

5 第十八条の八第一項第七号の規定により計画において組織変更後の相互会社の取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によってすることができる。この場合においては、保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用しない。

6 前二項の規定により選任され、又は選定された組織変更後の相互会社の取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、計画に定めるところによる。

7 第一項の場合においては、組織変更後の相互会社の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更後の相互会社の基金の募集に関する特例）

第十八条の十四 第六十条の百二十の規定は、第十八条の八第二項において準用する第六十条の八十九第二項又は第三項の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が基金の拠出を引き受けさせ、又は新たに基金を募集することを定めた場合について準用する。この場合において、第六十条の百二十第一項中「計画の定め」とあるのは「組織変更の効力が生じた後、計画の定め」と、同条第四項及び第七項中「社員」とあるのは「株主」と読み替えるものとする。

（組織変更後の相互会社の社債の発行に関する特例）

第十八条の十五 第六十条の百二十一及び第六十条の百二十二の規定は、第十八条の八第二項において準用する第六十条の九十の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が社債を発行することを定めた場合について準用する。この場合において、第六十条の百二十一第一項中「社員」とあるのは「株主」と、「計画認可の決定の時」とあるのは「組織変更の効力が生じた時」と、第六十条の

百二十二第二項中「計画の定め」とあるのは「組織変更の効力が生じた後、計画の定め」と、同条第二項中「社員」とあるのは「株主」と読み替えるものとする。

（新相互会社の設立に関する特例）

第十八条の十六 第十八条の九第一項の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで基金の拠出を引き受けさせることにより新相互会社を設立することを定めたときは、新相互会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新相互会社成立の時に、計画の定めにより新相互会社に移転すべき株式会社の財産は、新相互会社に移転し、新相互会社の基金の拠出又は社債の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、基金の拠出者又は社債権者となる。

3 第六十条の百十八第一項、第二項及び第四項並びに第六十条の百二十二の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第六十条の百十八第一項及び第二項中「第六十条の八十七において準用する会社更生法第二百二十条第一項」とあるのは、「第十八条の九第一項第七号」と読み

替えるものとする。

4 第一項の場合においては、新相互会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、定款及び計画において代表取締役の選定の方法を定めたときは、その選定に関する書類を添付しなければならない。

第十八条の十七 第十八条の九第二項の規定により更生計画において合併によらないで新相互会社を設立することを定めたときは、計画の定めにより新相互会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、保険業法第二十二条第四項において準用する商法第六十七条、保険業法第二十三条第四項において準用する商法第九十二条第一項、第二項及び第四項、保険業法第二十六条第四項において準用する商法第八十一条、第八十三条、第八十四条（第一項中同法第七十三条ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第八十五条及び第八十六条、保険業法第三十条において準用する商法第九十二条ノ二、第九十三条、第九十五条、第九十六条及び第九十八条並びに保険業法第八十三条第一項において準用する商法第四百二十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、定款は、更生裁判所の認証を受けるものとし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、新相互会社が成立しなかったときは、管財人がその設立に關してした行為に係る責任は、株式会社において負うものとし、その設立に關して支出された費用は、株式会社の負担とする。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに払込みをさせないで基金の拋出又は社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新相互会社成立の時に基金の拋出者又は社債権者となる。

5 前条第三項及び第百六十条の百二十四項から第七項までの規定は、第一項の場合について準用する。
。この場合において、前条第三項中「第十八条の九第一項第七号」とあるのは「第十八条の九第二項第一号」と、第百六十条の百二十四項中「第百六十条の八十九第二項」とあるのは「第十八条の九第二項第二号」と、同項及び同条第七項中「社員」とあるのは「株主」と読み替えるものとする。

6 第一項の場合においては、新相互会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前条第四項に規定する書類のほか、基金の拋出の額及び基金の拋出に係る払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保

管に関する証明書を添付しなければならない。

（基金の拠出等の引受権の譲渡）

第十八条の十八 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定めにより相互会社の基金の拠出又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

（退職手当）

第十八条の十九 更生手続開始後株式会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であった者で、引き続き組織変更後の相互会社又は新相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となったものは、株式会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に定める者の株式会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の相互会社又は新相互会社における在職期間とみなす。

第十九条中「次章」を「第四章」に改める。

第二十条第一項中「第二条第八項」を「第二条第十項」に、「第二条第九項」を「第二条第十一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第三十一条中「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める。

第五十一条第一項中「（大正十一年法律第七十一号）」及び「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削る。

第百十九条、第百四十二条第四項及び第百四十三条第四項中「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 相互会社の更生手続

第一節 総則

（相互会社の更生手続）

第百六十条の二 相互会社の更生手続については、次章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）

第百六十条の三 この章（第百六十条の百二、第百六十条の百二十三第三項、第百六十条の百二十四第五

項、第百六十条の百三十一第四項及び第五項、第百六十条の百三十二第四項及び第七項並びに第百六十条の百三十四第五項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「営業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

3 この章に特別の定めがある場合を除き、この章の規定及びこの章において準用する第一項の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「相互会社」とあるのは、その性質に反しない限り、株式会社を含むものとする。

（更生手続の効力発生の時等）

第百六十条の四 会社更生法第二条、第四条第一項及び第三項、第五条、第八条、第九条第一項、第十条

並びに第十一条の規定は相互会社の更生手続について、同法第三条の規定は相互会社の更生について、同法第六条、第七条及び第九条第二項の規定は相互会社に係る更生事件について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八条及び第十一条中「この法律」とあるのは、「更生特例法第三章の二」と読み替えるものとする。

（公告）

第一百六十条の五 この章の規定によってする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 会社更生法第十二条第二項及び第十三条の規定は、この章の規定によってする公告について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「更生特例法第一百六十条の五第一項」と、同条第二項中「若しくは株券又は」とあるのは「を発行している場合又は組織変更後の株式会社が無記名式の社債券若しくは」と読み替えるものとする。

（送達）

第一百六十条の六 相互会社の社債権者に対するこの章の規定によってする送達は、社債権者からこの章の規定による住所の届出があるときはその住所にあてて、届出がないときは社債原簿に記載した住所又は

社債権者が相互会社に通知した住所にあてて、書類を通常の手配による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保権者に対するこの章の規定によってする送達は、その更生担保権者からこの章の規定による住所の届出があるときはその住所にあてて、届出がないときは登記簿に記載した住所にあてて、書類を通常の手配による郵便に付してすることができる。

3 会社更生法第十四条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定により書類を郵便に付して発送した場合について準用する。

4 会社更生法第十五条の規定はこの章の規定により公告及び送達をしなければならない場合について、同法第十六条の規定はこの章の規定により送達をしなければならない場合について、それぞれ準用する。

（登記の嘱託）

第六十条の七 会社更生法第十七条から第二十条までの規定は、相互会社の更生手続における登記の嘱託について準用する。この場合において、同法第十七条第三項及び第十八条第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章の二」と、同法第十八条の二第一項中「第三十九条第一項後段」とあるのは

「更生特例法第百六十条の十六第一項」と、「処分を」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分を」と、同条第二項中「第三十九条第一項後段」とあるのは「更生特例法第百六十条の十六第一項」と、「処分」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分」と、同条第三項中「第三十九条第一項前段」とあるのは「更生特例法第百六十条の十六第一項の規定による処分（保全管理人による管理及び監督員による監督を命ずる処分を除く。）」と、「第七十条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第百六十条の二十九第一項第二号」と、同法第十八条の三第一項中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の八十六第三項又は第百六十条の百十二第一項」と、同条第二項中「第二百十一条第三項」とあるのは「更生特例法第百六十条の八十六第三項」と、「第二百四十八条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の百十二第一項」と読み替えるものとする。

（否認の登記）

第百六十条の八 会社更生法第二十一条第一項の規定は、相互会社の更生手続における否認の登記について準用する。

2 会社更生法第十八条第一項の規定は、更生手続開始決定取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終結の決定があった場合に、相互会社の更生手続における否認の登記について準用する。

（登録への準用）

第一百六十条の九 第一百六十条の七において準用する会社更生法第十八条、第十八条の二第三項、第十九条及び第二十条並びに前条の規定は、登録のある権利について準用する。

（破産手続又は再生手続への移行）

第一百六十条の十 会社更生法第二十三条及び第二十四条の規定は破産宣告前の相互会社について、同法第二十五条及び第二十六条の規定は破産宣告後の相互会社について、同法第二十七条から第二十八条の二までの規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十三条第一項ただし書及び第二十八条の二中「第六十七条第一項」とあるのは「更生特例法第一百六十条の二十八において準用する第六十七条第一項」と、同法第二十三条第二項中「第十九条」とあるのは「更生特例法第一百六十条の七において準用する第十九条」と、「前条」とあるのは「更生特例法第一百六十条の九」と、同法第

二十五条及び第二十八条の二中「第二百七十三条から第二百七十四条まで」とあるのは「更生特例法第百六十条の百四十三の規定若しくは更生特例法第百六十条の百四十四において準用する第二百七十三条の二若しくは第二百七十四条」と、同法第二十六条第一項中「第二百七十七条」とあるのは「更生特例法第百六十条の百四十五において準用する第二百七十七条」と読み替えるものとする。

（破産等の申立義務と更生手続開始の申立て）

第百六十条の十一 会社更生法第二十九条の規定は、相互会社の清算人について準用する。

第二節 更生手続の開始

（手続の開始）

第百六十条の十二 相互会社は、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、裁判所に対し、更生手続開始の申立てをすることができる。相互会社に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときも、また同様である。

2 前項後段の場合においては、基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額の十分の一以上に相当する額の債権を有する債権者又は社員総数の十分の一以上に相当する数の社員若しくは一

万名以上の社員も、同項の申立てをすることができる。

（解散後の相互会社の申立て）

第百六十条の十三 清算若しくは特別清算中又は破産宣告後の相互会社が更生手続開始の申立てをするには、保険業法第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

（開始の申立て）

第百六十条の十四 会社更生法第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条から第三十八条まで及び第四十四条の規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第三十二条第二項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「社員の総数、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、同条第三項中「株主が申立てをするときはその有する株式の数を記載」とあるのは「を記載」と、同法第三十三条第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得した」とあるのは「を取得し、又は社員となった」と、同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の十六第一

項」と読み替えるものとする。

（所管行政庁等の意見の陳述）

第百六十条の十五 会社更生法第三十五条第二項及び第三項の規定は、相互会社の更生手続について準用する。この場合において、同条第二項中「第百二十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の四十五において準用する第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

（保全処分）

第百六十条の十六 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害関係人の申立てにより又は職権で、相互会社の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他必要な保全処分を命じ、又は保全管理人による管理若しくは監督員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 会社更生法第三十九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「更生特例法第百六十条の十六第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第一項後段」とあるのは「更生特例法第百六十条の十六第一項」と、「処分を」とあるのは「保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分を」

と、同条第六項中「第十五条」とあるのは「更生特例法第一百六十条の六第四項において準用する第十五条」と読み替えるものとする。

（保全管理人）

第一百六十条の十七 会社更生法第四十条及び第四十一条の規定は、前条第一項の規定により保全管理人による管理の命令があった場合について準用する。

2 会社更生法第五十四条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号、第五十四条の二、第五十五条、第九十四条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十七条並びに第九十八条の二から第一百条までの規定は、前項の保全管理人について準用する。

3 会社更生法第六十八条から第七十条までの規定は、前条第一項の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があった場合及びその処分の取消しがあった場合について準用する。

（監督員）

第一百六十条の十八 会社更生法第四十二条の規定は、第一百六十条の十六第一項の規定により監督員による監督の命令があった場合について準用する。

2 会社更生法第九十八条の二第一項及び第二項並びに第九十八条の三から第九十八条の五までの規定は、前項の監督員について準用する。

（開始の決定）

第百六十条の十九 会社更生法第四十五条及び第四十六条の規定は、相互会社についての更生手続開始の決定について準用する。

（開始の公告及び送達）

第百六十条の二十 裁判所が相互会社について更生手続開始の決定をしたときは、直ちに次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 更生手続開始決定の主文

二 管財人の氏名又は名称

三 前条において準用する会社更生法第四十六条の規定により定めた期間及び期日

四 相互会社の債務者及び相互会社の財産の所持者は、相互会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出る

べき旨の命令

2 管財人、相互会社並びに知れている更生債権者及び更生担保権者には、前項各号に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知れている相互会社の債務者及び相互会社の財産の所持者には、同項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4 第一項第四号の届出を怠った者は、これによって相互会社の財産に生じた損害を賠償しなければならない。

（開始の通知）

第百六十条の二十一 前条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の調査委員の意見の要旨は、相互会社の業務を監督する行政庁、法務大臣及び大蔵大臣に通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

（書類の備置き及び抗告）

第百六十条の二十二 会社更生法第四十九条の規定は相互会社についての更生手続開始の申立てに関する書類について、同法第五十条の規定は相互会社についての更生手続開始の申立てに対する裁判について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第三十七条」とあるのは、「更生特例法第百六十条の十四において準用する第三十七条」と読み替えるものとする。

（開始決定の取消し）

第百六十条の二十三 会社更生法第五十一条の規定は、相互会社について更生手続開始決定取消しの決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第二項及び第四十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の二十第二項及び第百六十条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

（開始後の資本の減少等）

第百六十条の二十四 更生手続開始後その終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、保険契約（保険契約者を社員とするものに限る。）の締結、基金の募集、新株若しくは社債の発行、保険契

約の移転、合併、解散、相互会社の組織の変更、利益若しくは利息の配当又は剰余金若しくは商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をすることができない。

2 更生手続開始後その終了までの間は、更生手続によらないで相互会社の定款を変更するには、裁判所の許可を得なければならない。

（開始後の業務及び財産の管理）

第六十条の二十五 会社更生法第五十三条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があった場合について準用する。この場合において、同条中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第六十条の八十六第三項又は第六十条の百十二第一項」と読み替えるものとする。

（管財人の行為）

第六十条の二十六 会社更生法第五十四条から第五十五条までの規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第五十四条第四号中「第百三条」とあるのは「更生特例法第六十条の三十八において準用する第百三条」と、同条第九号中「第六十一条の二」とある

のは「更生特例法第百六十条の六十三において準用する第百六十一条の二」と読み替えるものとする。

（開始後の相互会社の行為等及び取戻権）

第百六十条の二十七 会社更生法第五十六条から第六十六条までの規定は、相互会社について更生手続の開始があつた場合について準用する。この場合において、同法第六十四条第二項中「第百三条」とあるのは、「更生特例法第百六十条の三十八において準用する第百三条」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第百六十条の二十八 会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、相互会社について更生手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、同法第六十七条第六項中「第百二十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の四十五において準用する第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

（裁判所の処分）

第百六十条の二十九 相互会社について更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

一 発起人若しくは取締役に対する基金の拠出に係る払込請求権若しくは相互会社の成立後に譲り受けることを約した財産の価額若しくは不足額の支払請求権又は発起人、取締役、監査役若しくは清算人の責任に基づく損害賠償請求権の査定

二 前号の基金の拠出に係る払込請求権、財産の価額若しくは不足額の支払請求権又は損害賠償請求権について発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対してする保全処分

2 緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、保全管理人の申立てにより又は職権で、前項第二号に掲げる処分をすることができる。

3 会社更生法第三十九条第二項から第四項までの規定は、第一項第二号及び前項の処分について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「更生特例法第六十条の二十九第一項第二号若しくは第二項又は前項」と読み替えるものとする。

（査定）

第六十条の三十 会社更生法第七十三条から第七十七条までの規定は、前条第一項第一号の査定について準用する。

(否認権)

第百六十条の三十一 次に掲げる行為は、更生手続開始後、相互会社の財産のために否認することができ
る。

一 相互会社が更生債権者又は更生担保権者（以下この項において「更生債権者等」という。）を害することを知ってした行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二 相互会社が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この項において「支払の停止等」という。）のあった後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者がその行為の当時支払の停止等のあったこと又は更生債権者等を害する事実を知っていたときに限る。

三 相互会社が支払の停止等があった後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、相互会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が相互会社の義務に属しないもの。ただし、債権者においてその行為の当時相互会社が他の更生債権者等との平等を害することを

知ってした事実を知らなかったとき、支払の停止等があった後の場合は、なお、その事実をも知らなかったときは、この限りでない。

四 相互会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2 会社更生法第七十八条第二項及び第七十九条の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「第二百一条第一項第五号及び」とあるのは、「更生特例法第百六十条の四十四第一項第五号及び同法第百六十条の四十五において準用する」と読み替えるものとする。

（権利変動の対抗要件の否認）

第百六十条の三十二 支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあった後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、相互会社についての更生手続開始後、これを否認することができる。ただし、登記及び

登録については、仮登記又は仮登録があった後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（否認権の行使及び相手方の地位等）

第六十条の三十三 会社更生法第八十一条から第八十七条まで及び第九十条から第九十二条までの規定は相互会社の更生手続における否認権について、同法第八十八条及び第八十九条の規定は相互会社の行為が否認された場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十七条第二項中「第七十八条第一項第四号」とあるのは、「更生特例法第六十条の三十一第一項第四号」と読み替えるものとする。

（詐害行為取消訴訟等）

第六十条の三十四 民法第四百二十四条第一項の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が相互会社についての更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 会社更生法第六十九条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第一項から

第三項までの規定中「会社」とあるのは、「更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員」と読み替えるものとする。

第三節 管財人及び調査委員

（管財人の選任等）

第百六十条の三十五 相互会社の更生手続における管財人は、その職務を行うに適した者のうちから選任しなければならない。

2 会社更生法第九十五条、第九十六条第一項及び第二項並びに第九十七条から第百条までの規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第九十六条第二項中「第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の八十六第三項又は第百六十条の百十二第一項」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第六十八条及び第六十九条の規定は、第百六十条の八十六第三項の規定による更生計画の定め又は第百六十条の百十二第一項の規定による決定が取り消された場合において、前項において準用する同法第九十六条第二項の訴えについて準用する。

（調査委員の選任等）

第百六十条の三十六 裁判所は、必要があると認めるときは、相互会社の更生手続において、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 会社更生法第九十五条、第九十七条第一項、第九十八条の二から第九十八条の五まで、第一百条第二項及び第三項並びに第一百一条の二の規定は、前項の調査委員について準用する。この場合において、同法第一百条第二項第一号中「第三十八条第二号」とあるのは「更生特例法第百六十条の十四において準用する第三十八条第二号」と、同項第二号中「第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条」とあるのは「更生特例法第百六十条の十六第一項若しくは同条第二項において準用する第三十九条第二項又は更生特例法第百六十条の二十九」と読み替えるものとする。

第四節 更生債権者、更生担保権者及び社員

（更生債権）

第百六十条の三十七 相互会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

（双務契約）

第六百六十条の三十八 会社更生法第百三条から第百四条の二までの規定は、相互会社を一方の当事者とする双務契約について準用する。

（開始後の手形の引受け等）

第六百六十条の三十九 会社更生法第百五条から第百十一条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。

（更生債権の弁済の禁止、更生債権者の権利等）

第六百六十条の四十 会社更生法第百十二条、第百十二条の二及び第百十九条の規定は相互会社の更生手続における更生債権について、同法第百十三条第一項の規定は相互会社の更生手続における更生債権者について、同条第二項及び同法第百十四条から第百十八条までの規定は相互会社の更生手続における更生債権者の議決権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百十二条中「第百二十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第六百六十条の四十五において準用する第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

（使用人の退職手当の請求権）

第百六十条の四十一 会社更生法第百十九条の二の規定は、更生計画認可の決定前に退職した相互会社の使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百八条」とあるのは、「更生特例法第百六十条の八十四」と読み替えるものとする。

（開始前の借入金等）

第百六十条の四十二 相互会社の取締役又は保全管理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れその他相互会社の事業の継続に欠くことができない行為をしたときは、その行為により生じた請求権は、共益債権とする。

（優先権の期間の計算）

第百六十条の四十三 優先権が一定の期間内の債権額について存在する場合においては、その期間は、相互会社についての更生手続の開始の時からさかのぼって計算する。

（劣後的更生債権）

第百六十条の四十四 次に掲げる請求権は、相互会社の更生手続における更生債権とする。

一 更生手続開始後の利息

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金

三 更生手続参加の費用

四 前号に掲げるもののほか、更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

五 更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法第十四条第一項（地方税法において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、免れようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかった額の租税で届出のないもの

2 会社更生法第二百二十一条第二項の規定は前項の請求権について、同条第三項の規定は前項第五号の請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項第六号」とあるのは、「更

生特例法第百六十条の四十四第一項第六号」と読み替えるものとする。

（租税等の請求権）

第百六十条の四十五 会社更生法第百二十二条の規定は、相互会社の更生計画において国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権につき減免、納税の猶予その他権利に影響を及ぼす定めをする場合について準用する。

（更生担保権）

第百六十条の四十六 更生債権又は更生手続開始前の原因に基づいて生じた相互会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時相互会社の財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保された範囲のものは、更生担保権とする。ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時（その時まで更生計画認可の決定があるときは、その決定の時）までに生ずるものに限る。

2 前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

3 第百六十条の三十九において準用する会社更生法第百八条から第百十一条までの規定並びに第百六十

条の四十において準用する同法第百十二条及び第百十二条の二の規定は、更生担保権について準用する。

（更生担保権者の権利等）

第百六十条の四十七 会社更生法第百二十四条第一項及び第二項の規定は相互会社の更生手続における更生担保権者について、同条第三項並びに同法第百十三条第二項及び第百十四条から第百十八条までの規定は相互会社の更生手続における更生担保権者の議決権について、同法第百二十四条の二の規定は相互会社の更生手続における更生担保権について、それぞれ準用する。

（更生債権及び更生担保権の届出等）

第百六十条の四十八 会社更生法第百二十五条の規定は相互会社の更生手続における更生債権の届出について、同法第百二十六条の規定は相互会社の更生手続における更生担保権の届出について、同法第百二十七条の規定は相互会社の更生手続における更生債権又は更生担保権の届出について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百二十五条第一項中「原因」とあるのは「原因（更生債権が保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）」と、「第百二十一条第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の四十四第一項各号」と、同

法第二百二十六条第一項中「原因」とあるのは「原因（更生担保権が保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）」と読み替えるものとする。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第六十条の四十九 会社更生法第二百二十七条の二第一項及び第二項の規定は、相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、相互会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権については、同項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は更生特例法第六十条の百十八第三項若しくは更生特例法第六十条の百二十四第五項において準用する第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

（届出名義の変更）

第六十条の五十 会社更生法第二百二十八条の規定は、相互会社の更生手続における届出をした更生債権又は更生担保権（更生債権又は更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）を取得した者について準用する。

（社員の権利）

第六十条の五十一 社員は、保険契約に係る債権の届出をした場合（当該保険契約が保険契約者を社員とするものである旨を届け出た場合に限る。）は、その有する社員権をもって更生手続に参加することができる。

2 社員は、各々一個の議決権を有する。

3 相互会社に破産の原因たる事実があるときは、社員は、議決権を有しない。

（更生債権者表及び更生担保権者表）

第六十条の五十二 裁判所書記官は、相互会社の更生手続において、次の各号に掲げる更生債権者表及び更生担保権者表を作成し、権利の性質に応じ適宜分類して、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 更生債権者表

イ 更生債権者の氏名及び住所

ロ 更生債権の内容及び原因（更生債権が保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が

保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）

ハ 議決権の額

ニ 優先権のある債権又は劣後的債権（第百六十条の四十四第一項各号に掲げる債権をいう。以下この章において同じ。）であるときは、その旨

二 更生担保権者表

イ 更生担保権者の氏名及び住所

ロ 更生担保権の内容及び原因（更生担保権が保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）、担保権の目的及びその価額並びに相互会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

ハ 議決権の額

2 会社更生法第百三十三条の規定は、前項の更生債権者表及び更生担保権者表について準用する。

（権利届出の書類等の備置き）

第百六十条の五十三 相互会社の更生手続における更生債権及び更生担保権の届出に関する書類並びに前

条第一項の更生債権者表及び更生担保権者表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（更生債権及び更生担保権の調査）

第六十條の五十四 相互会社の更生手続における更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあった更生債権及び更生担保権（更生債権及び更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）について、第六十條の五十二第一項第一号イからニまで及び同項第二号イからハまでに掲げる事項を調査する。

2 会社更生法第三十六條から第四十條まで、第四十一條第一項から第三項まで及び第四十二條の規定は、相互会社の更生手続における更生債権及び更生担保権（更生債権及び更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の調査について準用する。この場合において、同法第三十八條第一項及び第二項並びに第四十條中「第二百七條」とあるのは「更生特例法第六十條の四十八において準用する第二百七條」と、同法第四十二條中「前條」とあるのは「前條第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（更生債権及び更生担保権等の確定）

第六百六十条の五十五 更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人、更生債権者、更生担保権者及び社員の異議がなかったときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額、優先権のある債権又は劣後的債権については優先権のあること又は劣後的であること並びに保険契約に係る債権の届出があった場合（当該保険契約が保険契約者を社員とするものである旨の届出があった場合に限る。）の社員権及びその議決権は、確定する。

（退職手当の請求権の調査及び確定の特例）

第六百六十条の五十六 会社更生法第四百四十三条の二の規定は、第六百六十条の四十九において準用する同法第二百二十七条の二第二項の規定による届出があった退職手当の請求権について準用する。この場合において、同法第四百四十三条の二第一項中「第三百三十五条から第四百四十二条まで」とあるのは「更生特例法第六百六十条の五十四」と、同条第二項中「前条」とあるのは「更生特例法第六百六十条の五十五」と読み替えるものとする。

（更生債権者表及び更生担保権者表への記載等）

第百六十条の五十七 会社更生法第百四十四条第一項及び第百四十五条の規定は第百六十条の五十二第一項の更生債権者表及び更生担保権者表について、同法第百四十四条第二項の規定は相互会社の更生手続における確定した更生債権及び更生担保権の証書について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項及び同法第百四十五条中「更生債権及び更生担保権」とあるのは、「更生債権及び更生担保権（更生債権及び更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）」と読み替えるものとする。

（異議の通知）

第百六十条の五十八 相互会社の更生手続において更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合において、その権利（更生債権又は更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）について異議があったときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。第百六十条の五十六において準用する会社更生法第百四十三条の二第一項の規定による通知があった日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があった場合も、同様とする。

（更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟）

第百六十条の五十九 会社更生法第百四十七条から第百五十二条までの規定は異議（相互会社の異議を除く。）のある更生債権又は更生担保権（更生債権又は更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）について、同法第百五十三条から第百五十六条までの規定は相互会社の更生手続における更生債権又は更生担保権（更生債権又は更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の確定に関する訴訟について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百四十七条第二項中「前条後段」とあるのは「更生特例法第百六十条の五十八後段」と、同法第百五十条中「第百四十四条第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の五十七において準用する第百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

（罰金、租税等の届出及び不服の申立て）

第百六十条の六十 会社更生法第百五十七条及び第百五十八条の規定は、第百六十条の四十四第一項第五号に掲げる請求権及び第百六十条の四十五において準用する同法第百二十二条第一項に規定する請求権について準用する。

（更生債権者等の分類）

第百六十条の六十一 更生債権者、更生担保権者及び社員は、更生計画案の作成及び決議のために、次の組に分類されるものとする。ただし、第百六十条の四十四第一項第五号に掲げる請求権及び第百六十条の四十五において準用する会社更生法第二百二十二条第一項に規定する請求権を有する者は、この限りでない。

一 更生担保権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

四 劣後的債権を有する更生債権者

五 社員

2 会社更生法第一百五十九条第二項から第五項までの規定は、前項の分類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号」とあるのは、「更生特例法第百六十条の六十一第一項各号」と読み替えるものとする。

（代理委員）

第百六十条の六十二 更生債権者、更生担保権者又は社員は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 会社更生法第百六十条第二項から第六項までの規定は、前項の代理委員について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の六十二第一項」と読み替えるものとする。

（商法による留置権の消滅請求）

第百六十条の六十三 会社更生法第百六十一条の二の規定は、更生手続開始当時相互会社の財産の上に存する商法による留置権について準用する。

（相殺）

第百六十条の六十四 会社更生法第百六十二条及び第百六十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権者又は更生担保権者による相殺について準用する。

第五節 関係人集会

（期日の呼出し等）

第百六十条の六十五 会社更生法第百六十四条から第百六十七条までの規定は相互会社の更生手続における関係人集会について、同法第百六十八条の規定は相互会社の更生手続における関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日の併合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十四条第二項中「第四十七条第二項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の二十二第二項」と読み替えるものとする。

（議決権に対する異議）

第百六十条の六十六 管財人並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び社員は、更生債権者、更生担保権者及び社員の議決権について異議を述べることができる。ただし、前節の調査手続において確定した更生債権、更生担保権及び社員権を有する更生債権者、更生担保権者及び社員の議決権については、この限りでない。

（議決権の行使）

第百六十条の六十七 確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者及び

更生担保権者は、その確定の額又は届出の額に応じて議決権を行使することができる。

2 確定した社員権及び異議のない議決権を有する社員は、議決権を行使することができる。

3 会社更生法第七十条第二項から第四項までの規定は、異議のある権利について準用する。

第百六十条の六十八 会社更生法第七十一条から第七十三条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第七十二条中「前二条」とあるのは「更生特

例法第百六十条の六十七及び更生特例法第百六十条の六十八において準用する前条」と、同条第二号中

「第百二十一条第一項第五号及び」とあるのは「更生特例法第百六十条の四十四第一項第五号及び更生

特例法第百六十条の四十五において準用する」と、同条第三号中「第二百三十四条第二項」とあるのは

「更生特例法第百六十条の百七において準用する第二百三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第六節 更生手続開始後の手続

（相互会社の業務及び財産の管理）

第百六十条の六十九 管財人は、就職の後直ちに相互会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

（郵便物の管理）

第百六十条の七十 会社更生法第百七十五条及び第百七十六条の規定は、相互会社について更生手続の開始があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の八十六第三項又は第百六十条の百十二第一項」と読み替えるものとする。

（財産の価額の評定等）

第百六十条の七十一 会社更生法第百七十七条から第百八十二条まで及び第百八十六条の規定は、相互会社での更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第百七十八条第二項中「商法第三十四条第二号、」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法第三十四条第二号並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、同法第百七十九条第三号中「第七十二条」とあるのは「更生特例法第百六十条の二十九」と、同法第百八十条第一号中「原因」とあるのは「原因（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権の有無を含む。」と、同条第二号中「原因」とあるのは「原因（更生担保権が保険契約に係る債権である場合におい

ては、当該保険契約に係る社員権の有無を含む。」と、同法第百八十二条第一項中「商法第三十四条第二号、」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法第三十四条第二号並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と読み替えるものとする。

（書類の備置き）

第百六十条の七十二 前条において準用する会社更生法第百七十八条から第百八十一条までの規定により裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（事業の休止等）

第百六十条の七十三 会社更生法第百八十四条及び第百八十五条の規定は、相互会社について更生手続の開始があつた場合について準用する。

（第一回の関係人集会）

第百六十条の七十四 会社更生法第百八十七条及び第百八十八条の規定は、相互会社の更生手続における第一回の関係人集会について準用する。この場合において、同法第百八十七条中「第百七十九条」とあるのは、「更生特例法第百六十条の七十一において準用する第百七十九条」と読み替えるものとする。

（更生計画案の作成及び提出）

第百六十条の七十五 相互会社の更生手続における管財人は、更生債権及び更生担保権の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 会社更生法第百八十九条第二項の規定は前項の期間について、同条第三項の規定は相互会社の更生手続における更生計画案の作成について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の七十五第一項又は同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第百六十条の七十六 相互会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び社員は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2 会社更生法第百八十九条第二項の規定は、前項の期間について準用する。

（清算を内容とする更生計画案）

第百六十条の七十七 更生手続開始後相互会社の存続（組織の変更を含む。）、合併、新相互会社の設立、事業の譲渡又は保険契約の移転による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明ら

かになったときは、裁判所は、計画案の作成権者の申立てにより、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 会社更生法第百五十九条第三項及び第百九十一条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

（更生計画案審理のための関係人集会）

第百六十条の七十八 相互会社の更生手続において更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 会社更生法第百九十三条の規定は、前項の関係人集会について準用する。

（監督行政庁等の意見、更生計画案の修正等）

第百六十条の七十九 会社更生法第百九十四条から第百九十九条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画案について準用する。

（更生計画案決議のための関係人集会）

第百六十条の八十 第百六十条の七十八第一項又は前条において準用する会社更生法第百九十八条第一項の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案について修正命令を発しないときは、裁判所は、計画

案について決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 会社更生法第二百条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（更生のために債務を負担する者等の出頭）

第百六十条の八十一 会社更生法第二百一条の規定は、相互会社の更生のために債務を負担し、又は担保を供する者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の八十第一項」と読み替えるものとする。

（更生計画案の変更）

第百六十条の八十二 会社更生法第二百二条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案について準用する。この場合において、同条中「第二百条第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の八十第一項」と読み替えるものとする。

（更生計画案の決議）

第百六十条の八十三 会社更生法第二百三条から第二百七条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の決議について準用する。この場合において、同法第二百四条中「第二百条第一項」とある

のは「更生特例法第六十条の八十第一項」と、「第百五十九条」とあるのは「更生特例法第六十条の六十一」と、同法第二百五条中「第百九十一条」とあるのは「更生特例法第六十条の七十七第一項」と、同法第二百七条第一項中「第二百条第一項」とあるのは「更生特例法第六十条の八十第一項」と読み替えるものとする。

（共益債権）

第六十条の八十四 次に掲げる請求権は、相互会社の更生手続における共益債権とする。

一 更生債権者、更生担保権者及び社員の共同の利益のためにする裁判上の費用

二 更生手続開始後の相互会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三 更生計画の遂行に関する費用（更生手続終了後に生じたものを除く。）

四 第六十条の百四十八第一項又は第六十条の百四十九第一項の規定により支払うべき報酬、費用

及び報償金

五 相互会社の業務及び財産に関し管財人又は相互会社の取締役が更生手続開始後に権限に基づいてした資金の借入れその他の行為により生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後相互会社に対して生じた請求権

七 第六十条の三十八において準用する会社更生法第百三条第一項の規定により管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

八 相互会社のために支出すべきやむを得ない費用で前各号に掲げるものの以外のもの

（共益債権の弁済等）

第六十条の八十五 会社更生法第二百九条から第二百十条の二までの規定は、相互会社の更生手続における共益債権について準用する。

第七節 更生計画の条項

（更生計画の条項）

第六十条の八十六 相互会社の更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は社員の権利を変更する条項及び共益債権の弁済に関する条項を定めなければならない。債務の弁済資金の調達方法及び計画において予想された額を超える収益金の使途に関する条項についても、また同様である。

2 計画においては、事業若しくは財産の譲渡、出資若しくは賃貸、保険契約の移転、業務及び財産の管理の委託、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、基金の募集、社債の発行、合併、解散、相互会社の組織の変更又は新相互会社の設立に関する条項その他更生のために必要な条項を定めることができる。

3 計画においては、相互会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与する旨を定めることができる。

（更生債権者等の権利、取締役等の変更等）

第六百六十条の八十七 会社更生法第二百十二条から第二百十六条まで、第二百十八条から第二百二十条まで及び第二百二十七条の規定は、相互会社の更生計画について準用する。この場合において、同法第二百十五条の二中「第十二条の二第一項又は第四項（第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）。」とあるのは、「更生特例法第六十条の四十において準用する第二百十二条の二第一項又は第四項（更生特例法第六十条の四十六第三項において準用する場合を含む。）。」と読み替えるものとする。（事業又は財産の譲渡等）

第百六十条の八十八 相互会社の事業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、相互会社の保険契約を他の保険会社に移転し、若しくは他の保険会社に相互会社の業務及び財産の管理の委託をし、又は他人の事業、営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは他の保険会社の保険契約の移転を受けるときは、更生計画において、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者又は社員に分配するときはその分配の方法を定めなければならない。

（基金の募集）

第百六十条の八十九 相互会社が更生債権者若しくは更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせないで基金の拠出を引き受けさせるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 引き受けさせる基金の拠出の額、当該基金の拠出者が有する権利及びその償却の方法

二 基金の拠出の割当てに関する事項

2 相互会社が更生債権者若しくは更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせて基金の拠出を引

き受けさせるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 引き受けさせる基金の拠出の額、当該基金の拠出者が有する権利及びその償却の方法

二 払込金額その他基金の拠出の割当てに関する事項及び払込期日

3 前二項に定める場合を除き、相互会社が新たに基金を募集するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新たに募集する基金の額、当該基金の拠出者が有する権利及びその償却の方法

二 払込期日

4 第二項第二号及び前項第二号の払込期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならぬ。

（社債の発行）

第六十条の九 相互会社が社債を発行するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債の総額

二 各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支払の方法及び期限その他社債の内容

三 社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせ、又はさせないで社債を発行するときは、その割当てに関する事項

四 担保付社債であるときは、その担保権の内容

（吸収合併）

第百六十条の九十一 相互会社が他の相互会社と合併してその一方が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の相互会社の名称

二 他の相互会社が存続する場合において、合併により定款の変更をするときは、その規定

三 合併により消滅する相互会社の更生債権者若しくは更生担保権者又は社員に対して割り当てるべき

基金の抛出の額及びその割当てに関する事項

四 存続する相互会社の準備金に関する事項

五 合併により消滅する相互会社の社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、

その規定

六 他の相互会社が消滅する場合において、その保険契約者の合併後における権利に関する事項

七 他の相互会社における合併契約書承認決議のための社員総会又は総代会の日時

八 合併すべき時期

九 他の相互会社が合併の日までに剰余金の分配をするときは、その限度額

十 他の相互会社が存続する場合において、その相互会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十一 他の相互会社が存続する場合において、保険業法第一百七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

第百六十条の九十二 相互会社が、保険業を営む株式会社（以下この条、次条、第百六十条の九十五、第百六十条の九十六及び第百六十条の百二十三において「株式会社」という。）と合併して合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その株式会社の商号

二 その株式会社の株主に対する補償の方法

三 存続する相互会社の準備金に関する事項

四 その株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

五 その株式会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

六 合併すべき時期

七 その株式会社が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

第百六十条の九十三 相互会社が株式会社と合併してその株式会社が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その株式会社の商号

二 その株式会社が合併により定款の変更をするときは、その規定

三 更生債権者、更生担保権者又は社員に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びに

その割当てに関する事項

四 合併に際してする新株の発行に代えて、その株式会社が有する自己の株式で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するものを更生債権者、更生担保権者又は社員に移転するとき、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

五 社員に対する新株の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

六 その株式会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

七 基金の拠出者又は社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八 合併剰余金額に関する事項

九 その株式会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時（その株式会社が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、その旨）

十 合併すべき時期

十一 その株式会社が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

十二 その株式会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十三 保険業法第百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第百六十条の九十四 相互会社が他の相互会社と合併して新相互会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の相互会社の名称

二 新相互会社の定款の規定

三 更生債権者若しくは更生担保権者又は各相互会社の基金の拠出者若しくは社員に対して割り当てるべき基金の拠出の額及びその割当てに関する事項

四 新相互会社の準備金に関する事項

五 各相互会社の社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六 他の相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

七 新相互会社の取締役及び監査役の氏名

八 新相互会社の会計監査人の氏名又は名称

九 第六十条の九十一第七号から第九号までに掲げる事項

第六十条の九十五 相互会社が株式会社と合併して新相互会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その株式会社の商号

二 新相互会社の定款の規定

三 その株式会社の株主に対する補償の方法

四 更生債権者若しくは更生担保権者又は社員に対して割り当てるべき基金の拠出の額及びその割当て

に関する事項

五 新相互会社の準備金に関する事項

六 その株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

七 新相互会社の取締役及び監査役の氏名

八 新相互会社の会計監査人の氏名又は名称

九 第一百六十条の九十二第五号から第七号までに掲げる事項

第一百六十条の九十六 相互会社が株式会社と合併して新株式会社を設立するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その株式会社の商号

二 新株式会社の定款の規定

三 更生債権者、更生担保権者又は社員及びその株式会社の株主に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

四 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

五 新株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

六 基金の抛出者若しくは社員又はその株式会社の株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七 その株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

八 合併剰余金額に関する事項

九 第六十条の九十三第九号から第十一号までに掲げる事項

十 新株式会社の取締役及び監査役の氏名

十一 新株式会社の会計監査人の氏名又は名称

(組織変更)

第六十条の九十七 相互会社がその組織を変更して保険業を営む株式会社になるときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 組織変更後の株式会社が発行する株式の総数

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 前三号に掲げる事項のほか、組織変更後の株式会社の定款に記載すべき事項

五 更生債権者、更生担保権者又は社員に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びに

その割当てに関する事項

六 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

七 組織変更後の株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

八 組織変更剰余金額に関する事項

九 組織変更後の株式会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法並びに任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

十 組織変更前の相互会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち組織変更後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として留任させる者があるときは、その者の氏名及び任期。ただし、任期については一年を超えることができない。

十一 数人の代表取締役に共同して組織変更後の株式会社を代表させるときは、その旨

十二 組織を変更すべき時期

2 会社更生法第二百二十二条第二項及び第三項並びに第二百二十三条の規定は、前項に規定する場合に

おける組織変更後の株式会社について準用する。

（組織変更における株式の発行）

第六十条の九十八 前条第一項第五号の規定による場合を除き、相互会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社の株式を発行するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式の額面無額面の別、種類及び数

二 株式の発行価額

三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の額面
無額面の別、種類及び数

（組織変更における株式交換）

第六十条の九十九 相互会社が他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）とするため組織変更の際して株式交換（保険業法第九十二条の五第一項の株式交換をいう。以下同じ。）を行うときは、更生計画において、次に掲げる

事項を定めなければならない。

一 他の株式会社の商号

二 他の株式会社が株式交換により定款の変更をするときは、その規定

三 他の株式会社が更生債権者、更生担保権者又は社員に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

四 株式交換に際してする新株の発行に代えて、他の株式会社が有する自己の株式で商法第二百十一條の規定により相当の時期に処分することを要するものを更生債権者、更生担保権者又は社員に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

五 社員に対する新株の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

六 他の株式会社の増加すべき資本の額及び資本準備金に関する事項

七 社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八 他の株式会社における株式交換契約書承認決議のための株主総会の日時（その株式会社が株主総会

の承認を得ないで株式交換をするときは、その旨)

九 株式交換の日

十 他の株式会社が株式交換の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

十一 保険業法第九十二条の五第二項の規定により従うものとされる商法第三百六十一条の別段の定めをしたときは、その規定

(組織変更における株式移転)

第百六十条の百 相互会社が組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するため組織変更の際して株式移転(保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下同じ。)を行うときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新株式会社の定款の規定

二 更生債権者、更生担保権者又は社員に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

三 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し政令で定める事項

四 新株式会社の資本の額及び資本準備金に関する事項

五 社員に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六 株式移転をすべき時期

七 新株式会社の取締役及び監査役の氏名

八 共同株式移転（相互会社が他の相互会社又は株式会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。

）をするときは、その旨

九 共同株式移転をする場合において、他の相互会社又は株式会社が株式移転の日までに利益の配当若

しくは商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は剰余金の分配をするときは、その限度額

十 新株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）

第二条に規定する株式会社であるときは、新株式会社の会計監査人の氏名又は名称

（新相互会社の設立）

第百六十条の百一 第十八条の九の規定は、相互会社の更生手続において新相互会社を設立する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同項第六号中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同条第二項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（新株式会社の設立）

第百六十条の百二 会社更生法第二百二十六条の規定は、相互会社の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同項第八号中「会社から」とあるのは「相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。）から」と、同項第十号中「第二百二十三条」とあるのは「更生特例法第百六十条の九十七第二項において準用する第二百二十三条」と、同条第二項中「株式移転」とあるのは「株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）」と、同項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（条件の差等）

第百六十条の百三 相互会社の更生計画においては、次に掲げる権利の順位を考慮して、計画の条件に公正、衡平な差等を設けなければならない。

一 更生担保権

二 一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権

三 前号及び次号に掲げる更生債権以外の更生債権

四 劣後的更生債権

五 社員の権利

2 前項の規定は、第百六十条の四十四第一項第五号に掲げる請求権及び第百六十条の四十五において準用する会社更生法第百二十二条第一項に規定する請求権については、適用しない。

（平等の原則等）

第百六十条の百四 会社更生法第二百二十九条及び第二百三十条の規定は、相互会社の更生計画について準用する。この場合において、同条中「共同株式移転」とあるのは、「共同株式移転（相互会社が他の相互会社又は株式会社と共同してする保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）」と読み替

えるものとする。

（特別利益の供与の無効）

第六十条の百五 相互会社又は第三者が更生計画の条件によらないで、ある更生債権者、更生担保権者又は社員に特別の利益を与える行為は、無効とする。

第八節 更生計画の認否及び遂行

（更生計画の認否）

第六十条の百六 相互会社の更生手続における関係人集会において更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認否につき決定をしなければならない。

2 会社更生法第二百三十二条第二項の規定は相互会社の更生計画の認否について、同条第三項の規定は相互会社の更生手続における更生計画認否の期日を定める決定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第六十四条」とあるのは、「更生特例法第六十条の六十五において準用する第六十四条」と読み替えるものとする。

（更生計画認可の要件等）

第六百六十条の百七 会社更生法第二百三十三条及び第二百三十九条の規定は相互会社の更生計画の認可の決定について、同法第二百三十四条の規定は相互会社の更生手続における更生計画面案について、同法第二百三十六条及び第二百四十条の規定は相互会社の更生計画について、同法第二百三十五条及び第二百三十七条の規定は相互会社の更生計画の認否の決定について、第六百六十条の百四十六において準用する同法第二百八十二条の規定及び同法第二百八十三条の規定は相互会社の更生計画の不認可の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十三条第一項第四号中「株式交換」とあるのは「株式交換（保険業法第九十二条の五第一項の株式交換をいう。）」と、同項第五号中「共同株式移転」とあるのは「共同株式移転（相互会社が他の相互会社又は株式会社と共同してする保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）」と、「他の会社」とあるのは「他の相互会社の社員総会若しくは総代会の同法第八十六条第一項の組織変更計画面書（同法第九十二条の九第一項各号に掲げる事項の定めがあるものに限る。）の承認の決議又は他の株式会社」と、同項第六号中「の株主総会の合併契約書承認」とあるのは「又は保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を営む株式会社の社員総会若しくは総代会又は株主総会の合併契約書承認」と、「その会社」とあるのは

「その株式会社」と、同項第七号中「第百九十四条第二項」とあるのは「更生特例法第百六十条の七十九において準用する第百九十四条第二項」と、同法第二百三十七条第四項中「第八条」とあるのは「更生特例法第百六十条の四において準用する第八条」と、同法第二百四十条第一項中「共同株式移転」とあるのは「共同株式移転（相互会社が他の相互会社又は株式会社と共同してする保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）」と読み替えるものとする。

（更生債権等の免責等）

第百六十条の百八 更生計画認可の決定があったときは、計画の定め又はこの章の規定により認められた権利を除き、相互会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責めを免れ、社員の権利及び相互会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。ただし、更生手続開始後相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であった者で、更生計画認可の決定後も引き続き相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに第百六十条の四十四第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

（権利の変更、更生債権者表等の記載の効力等）

第百六十条の百九 会社更生法第二百四十二条第一項及び第二百四十六条の規定は相互会社の更生計画の認可の決定があった場合について、同法第二百四十三条の規定は相互会社の更生計画の定めによって更生債権者又は更生担保権者に対し権利（更生債権又は更生担保権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）が認められた場合について、同法第二百四十五条の規定は相互会社の更生計画の認可の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十六条第一項中「第六十七条第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の二十八において準用する第六十七条第一項」と、同法第二百四十五条第一項中「又は更生担保権」とあるのは「更生担保権又は社員権」と、「共同株式移転」とあるのは「共同株式移転（相互会社が他の相互会社又は株式会社と共同してする保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）」と読み替えるものとする。

（更生計画の遂行）

第百六十条の百十 相互会社の更生計画の認可の決定があったときは、管財人は、速やかに計画を遂行しなければならない。

2 第百六十条の八十六第三項又は第百六十条の百十二第一項の規定により相互会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

3 計画の定めにより新相互会社を設立するときは、発起人の職務は、管財人が行う。

4 第二項の規定は新相互会社（共同株式移転又は合併により設立される新相互会社を除く。以下この項において同じ。）の計画の実行に対する管財人の監督について、会社更生法第九十八条の二の規定は新相互会社に対する管財人の調査について、それぞれ準用する。

（更生計画遂行に関する裁判所の命令）

第百六十条の百十一 会社更生法第二百四十八条の規定は、相互会社の更生計画の遂行について準用する。
。この場合において、同条第一項中「第二百四十条第一項」とあるのは「更生特例法第百六十条の百七において準用する第二百四十条第一項」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章の二」と読み替えるものとする。

（更生計画認可後の取締役に対する権利付与）

第百六十条の百十二 裁判所は、更生計画に第百六十条の八十六第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、相互会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与することができる。

2 会社更生法第二百四十八条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「更生特例法第百六十条の百十二第一項又は同条第二項において準用する前項」と、「第十五条」とあるのは「更生特例法第百六十条の六第四項において準用する第十五条」と読み替えるものとする。

（社員総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第百六十条の百十三 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、相互会社の創立総会、社員総会若しくは総代会又は取締役会の決議を要しない。

（事業の譲渡等に関する特例）

第百六十条の百十四 第百六十条の八十八の規定により更生計画において相互会社の事業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、又は他人の事業、営業若しくは財産の全部若し

くは一部を譲り受けることを定めたときは、計画の定めによりこれらの行為をすることができる。

- 2 前項の場合における相互会社に対する保険業法第四百十三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は取締役会の決議をした」とあるのは「保険金信託業務を行う相互会社について保険契約の全部に係る保険契約の移転及び当該保険金信託業務に係る事業の譲渡を内容とする更生計画認可の決定があった」と、「当該決議をした」とあるのは「当該決定のあった」とする。

（保険契約の移転に関する特例）

- 第百六十条の百十五 第十八条の十第一項から第四項までの規定は、第百六十条の八十八の規定により更生計画において相互会社の保険契約を他の保険会社に移転し、又は他の保険会社の保険契約の移転を受けることを定めた場合について準用する。

- 2 第十八条の十第五項の規定は、第百六十条の八十八の規定により更生計画において相互会社が他の相互会社の保険契約の全部に係る保険契約の移転を受けることを定めた場合において、当該他の相互会社

の解散の登記の申請書に対する保険業法第百五十五条の規定の適用について準用する。

3 第百六十条の八十八の規定により更生計画において相互会社の保険契約の全部を他の保険会社に移転することを定めた場合においては、保険契約の全部に係る保険契約の移転による解散の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。
(業務及び財産の管理の委託に関する特例)

第百六十条の百十六 第十八条の十一の規定は、第百六十条の八十八の規定により更生計画において他の保険会社に相互会社の業務及び財産の管理の委託をすることを定めた場合について準用する。

(定款の変更に関する特例)

第百六十条の百十七 第百六十条の八十七において準用する会社更生法第二百十九条の規定により更生計画において相互会社の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画の定めによって変更される。

(取締役等の変更に関する特例)

第百六十条の百十八 第百六十条の八十七において準用する会社更生法第二百二十条第一項の規定により

更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任され、又は選定されるものとする。

2 第六十条の八十七において準用する会社更生法第二百二十条第一項の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によってすることができる。この場合においては、保険業法第五十一条第一項及び第五十三条第一項並びに同法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用しない。

3 相互会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかった者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定めによって留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、計画に定めるところによる。

5 第二項の場合においては、取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、その選任又は選定に関する書類を添付

しなければならない。

（基金の募集に関する特例）

第百六十条の百十九 第百六十条の八十九第一項の規定により更生計画において相互会社が更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせないで基金の拠出を引き受けさせることを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に基金の拠出者となる。

第百六十条の百二十 第百六十条の八十九第二項又は第三項の規定により更生計画において相互会社が基金の拠出を引き受けさせ、又は新たに基金を募集することを定めたときは、計画の定めにより基金の拠出を引き受けさせ、又は新たに基金を募集することができる。

2 前項の場合においては、保険業法第六十条第四項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、保険業法第六十条第四項において準用する商法第百七十八条に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第百六十条の八十九第二項の規定により更生計画において相互会社が基金の拠出を引き受けさせることを定めた場合において、更生債権者、更生担保権者又は社員が基金の拠出を引き受ける権利を有するときは、その者に対し、その者が引き受ける権利を有する基金の拠出の額、当該基金の拠出者が有する権利及びその償却の方法、一定の期日までに基金の拠出に係る払込みをしないときはその権利を失う旨並びにその権利を譲渡することができ旨を通知しなければならない。

5 前項の通知は、同項の期日の二週間前にしなければならない。

6 相互会社が第四項の通知をしても基金の拠出を引き受ける権利を有する者が同項の期日までに基金の拠出に係る払込みをしないときは、その権利を失う。

7 更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせて基金の拠出を引き受けさせるときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

8 第一項の場合においては、相互会社の基金の拠出の引受け又は募集による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（社債の発行に関する特例）

第百六十条の百二十一 第百六十条の九十の規定により更生計画において相互会社が更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせないで社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2 前項の場合においては、保険業法第六十一条第二項において準用する商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第百六十条の百二十二 前条に規定する場合を除き、第百六十条の九十の規定により更生計画において相互会社が社債を発行することを定めたときは、計画の定めにより社債を発行することができる。

2 前項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

3 第百六十条の百二十四第四項から第六項まで及び前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。
(合併に関する特例)

第百六十条の百二十三 第百六十条の九十一から第百六十条の九十六までの規定により更生計画において相互会社が合併することを定めたときは、計画の定めによって合併することができる。

2 第六百六十条の九十一、第六百六十条の九十四又は第六百六十条の九十五の規定により更生計画において相互会社が合併することを定めたときは、合併後存続する相互会社又は合併により設立される新相互会社の基金の抛出の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は社員は、合併の効力が生じた時に基金の抛出者となる。

3 会社更生法第二百五十八条第二項の規定は、第六百六十条の九十三又は第六百六十条の九十六の規定により更生計画において相互会社が合併することを定めた場合について準用する。

4 第一項の場合においては、保険業法第六十五条の二及び第六百六十六条並びに同法第七十三条第一項において準用する商法第四百十二条及び第四百十五条の規定は、適用せず、保険業法第六十四条第三項（同法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第八十九条第三項において準用する商法第二百十七条第二項又は保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十六条第三項において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

5 第一項の場合においては、保険業法第七十三条第一項において準用する商法第四百十六条第二項の

規定は、適用しない。

6 前各項の規定は、合併の相手方たる他の相互会社又は株式会社に対する商法及び保険業法の規定の適用を妨げない。

7 会社更生法第二百五十六条の規定は、第一百六十条の九十一第五号、第一百六十条の九十三第七号、第一百六十条の九十四第五号又は第一百六十条の九十六第六号の規定により基金の拠出者若しくは社員又は株主に社債を割り当てた場合について準用する。この場合においては、基金の拠出者若しくは社員又は株主は、合併の効力が生じた時に社債権者となる。

8 第一項の場合においては、合併による相互会社の変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

9 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

10 裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる相互会社又は株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

11 第一項の場合において、合併の相手方たる相互会社又は株式会社が合併後存続するときは、第六十条の三第三項の規定により読み替えて適用される第六十条の七において準用する会社更生法第十七条第三項の規定は、適用しない。

12 前項の場合における合併の相手方たる相互会社又は株式会社の合併による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更に関する特例）

第六十条の百二十四 第六十条の九十七第一項の規定により更生計画において相互会社がその組織を変更することを定めたときは、相互会社についての解散の登記及び組織変更後の株式会社についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に組織変更の効力が生じる。

2 前項の場合においては、組織変更後の株式会社の株式の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は社員は、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、保険業法第八十六条から第八十七条まで、第九十条及び第九十六条の規定は、適用せず、同法第八十九条第三項において準用する商法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生

裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合における相互会社に対する保険業法第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組織変更計画書」とあるのは、「更生計画」とする。

5 会社更生法第二百五十二条第一項から第四項までの規定は、第六十条の九十七第一項の規定により更生計画において相互会社がその組織を変更することを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「第二百二十条」とあるのは「更生特例法第六十条の九十七第一項第九号」と、「計画認可の決定の時」とあるのは「組織変更の効力が生じた時」と、同条第二項中「第二百二十条」とあるのは「更生特例法第六十条の九十七第一項第九号」と、「第二百五十四条第一項（同法第二百八十条において準用する場合を含む。）（取締役、監査役の選任）及び第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十一条第一項」と、同条第三項中「会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において」とあるのは「相互会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において組織変更後の株式会社の取締役、代表取締役又は監査役として」と読み替えるものとする。

6 第一項の場合においては、組織変更後の株式会社の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又

は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）

第百六十条の百二十五 第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十二条第二項又は第三項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めにより新株を発行することができる。

2 前項の場合においては、会社更生法第二百五十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 第一項の場合においては、商法第二百八十条ノ五第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ社員」と、同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」とあるのは「第一項ノ通知ハ同項」と、同条第四項中「通知又ハ公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

4 更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込み又は現物出資をさせて新株を発行するとき
は、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

5 商法第二百十七条第一項及び第二項の規定は、社員に対し新たに払込み又は現物出資をさせて割り当

てる株式に端数を生ずる場合について準用する。ただし、この場合においては、社員に交付すべき代金から、端株について払い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならぬ。

6 前項において準用する商法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手続法第三百三十二条ノ二の規定は、同項の規定による許可の申請について準用する。

7 会社更生法第二百五十五条第七項の規定は、第一項の場合における新株発行による変更の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

（組織変更後の株式会社社債の発行に関する特例）

第六百六十条の百二十六 第六百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせないで社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

第百六十条の百二十七 前条に規定する場合を除き、第百六十条の九十七第二項において準用する会社更生法第二百二十三条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が社債を発行することを定めたときは、組織変更の効力が生じた後、計画の定めにより社債を発行することができる。

2 前項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込みをさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。

3 第百六十条の百二十五第三項及び前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

4 会社更生法第二百五十七条第四項の規定は、第一項の場合における転換社債又は新株引受権付社債の登記の嘱託書又は申請書について準用する。

（組織変更における株式の発行に関する特例）

第百六十条の百二十八 第百六十条の九十八の規定により更生計画において相互会社が組織変更に際して組織変更後の株式会社の株式を発行することを定めたときは、計画の定めにより組織変更後の株式会社を株式を発行することができる。

2 前項の場合においては、保険業法第九十二条の二第二項において準用する商法第百九十二条及び第二

百二十二条ノ二第二項後段、保険業法第九十二条の二第四項において準用する商法第七十三条、保険業法第九十二条の二第五項において準用する商法第七十三条ノ二及び第九十五条並びに保険業法第九十二条の三の規定は、適用せず、同法第九十二条の二第二項において準用する商法第七十八条に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合において、計画の定めにより発行すべき株式のうち引受けのない株式については、商法第六十六条第三項の規定に反しない限り、更に株主を募集せず、その株式数を当該組織変更に際して募集した株式の総数から控除することができる。

4 第一項の場合においては、組織変更後の株式会社の設立の登記に関する規定に定める登記の嘱託書又は申請書には、第六十条の百二十四第六項に定める書面のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更における株式交換に関する特例）

第六十条の百二十九 第六十条の九十九の規定により更生計画において相互会社が株式交換をするこ
とを定めたときは、計画の定めにより株式交換をすることができる。

2 会社更生法第二百五十七条の二第二項の規定は、第一百六十条の九十九の規定により更生計画において相互会社が株式交換をすることを定めた場合について準用する。

3 第一項の場合においては、保険業法第九十二条の六第二項において準用する同法第八十九条第三項において準用する商法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 前三項の規定は、株式交換の相手方たる他の株式会社に対する商法及び保険業法の規定の適用を妨げない。

5 第一百六十条の九十九第七号の規定により社員に社債を割り当てたときは、社員は、株式交換の効力が生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

6 第一項の場合においては、株式交換の相手方たる株式会社の株式交換による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更における株式移転に関する特例）

第一百六十条の百三十 第一百六十条の百の規定により更生計画において相互会社が株式移転をすることを定めたときは、計画の定めにより株式移転をすることができる。

2 会社更生法第二百五十七条の三第二項の規定は、第六十条の百の規定により更生計画において相互会社が株式移転をすることを定めた場合について準用する。

3 第一項の場合においては、保険業法第九十二条の八第二項において準用する同法第九十二条の六第二項において準用する同法第八十九条第三項において準用する商法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 前三項の規定は、共同株式移転をする場合における他の相互会社又は株式会社に対する商法及び保険業法の規定の適用を妨げない。

5 第六十条の百第五号の規定により社員に社債を割り当てたときは、社員は、株式移転の効力が生じた時に社債権者となる。

6 第一項の場合においては、株式移転による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、政令で定める書面を添付しなければならない。

（新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例）

第六十条の百三十一 第六十条の百一において準用する第十八条の九第一項又は第六十条の百二に

において準用する会社更生法第二百二十六条第一項の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込み又は現物出資をさせないで基金の拠出又は株式を引き受けさせることにより新相互会社又は新株式会社（以下この条及び次条において「新会社」という。）を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新会社成立の時ににおいて、計画の定めにより新会社に移転すべき相互会社の財産は、新会社に移転し、新会社の基金の拠出、株式又は社債の割当てを受けた更生債権者、更生担保権者又は社員は、基金の拠出者、株主又は社債権者となる。

3 第百六十条の百十八第一項、第二項及び第四項並びに第百六十条の百二十二の規定は、第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、第百六十条の百十八第一項及び第二項中「第百六十条の八十七」とあるのは「第百六十条の百一」と、「会社更生法第二百二十条第一項」とあるのは「第十八条の九第一項第七号」と、第百六十条の百二十二条第一項中「第百六十条の九十」とあるのは「第百六十条の百一において準用する第十八条の九第一項第八

号」と読み替えるものとする。

- 4 会社更生法第二百五十二条第一項、第二項及び第四項並びに第二百五十四条第四項並びに第一百六十条の百二十六及び第一百六十条の百二十七の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項及び第二項中「第二百二十条」とあるのは「更生特例法第一百六十条の百二において準用する第二百二十六条第一項第九号」と、同法第二百五十四条第四項中「第二百五十五条第一項及び第二項、第二百十六条並びに第二百七条」とあるのは「第二百七条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「社員」と、第一百六十条の百二十六第一項及び第一百六十条の百二十七第一項中「第一百六十条の九十七第二項」とあるのは「第一百六十条の百二」と、「第二百二十三条」とあるのは「第二百二十六条第一項第十号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と読み替えるものとする。

- 5 第十八条の十六第四項の規定は第一項の場合における新相互会社の設立の登記の嘱託書又は申請書について、会社更生法第二百五十九条第四項の規定は第一項の場合における新株式会社の設立の登記の嘱

託書又は申請書について、それぞれ準用する。

第百六十条の百三十二 第百六十条の百一において準用する第十八条の九第二項又は第百六十条の百二において準用する会社更生法第二百二十六条第二項の規定により更生計画において株式移転又は合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定めにより新会社を設立することができる。

2 第十八条の十七第二項及び第三項の規定は前項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときについて、会社更生法第二百六十条第二項及び第三項の規定は前項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて、それぞれ準用する。この場合において、第十八条の十七第三項中「株式会社」とあるのは、「相互会社」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は社員に対し、新たに払込み又は現物出資をさせないで基金の抛出、株式又は社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に基金の抛出者、株主又は社債権者となる。

4 会社更生法第二百六十条第五項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第五項中「株主に」とあるのは、「社員に」

と読み替えるものとする。

5 第百六十条の百二十四項から第七項まで及び前条第三項の規定は、第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、第百六十条の百二十第四項中「第百六十条の八十九第二項」とあるのは「第百六十条の百一において準用する第十八条の九第二項第二号」と、前条第三項中「第十八条の九第一項第七号」とあるのは「第十八条の九第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 第百六十条の百二十五第三項から第六項まで及び前条第四項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第四項中「第二百二十六条第一項第九号」とあり、及び「第二百二十六条第一項第十号」とあるのは、「第二百二十六条第二項第一号」と読み替えるものとする。

7 第十八条の十七第六項の規定は第一項の場合における新相互会社の設立の登記の嘱託書又は申請書について、会社更生法第二百六十条第七項の規定は第一項の場合における新株式会社の設立の登記の嘱託書又は申請書について、それぞれ準用する。

（解散に関する特例）

第百六十条の百三十三 第百六十条の八十七において準用する会社更生法第二百二十七条の規定により更生計画において相互会社が合併によらないで解散することを定めたときは、相互会社は、計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、保険業法第百五十六条の二及び第百五十七条の規定は、適用しない。

3 会社更生法第二百六十一条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（新株主等の失権）

第百六十条の百三十四 更生債権者、更生担保権者又は社員が第百六十条の百二十三第三項において準用する会社更生法第二百五十八条第二項、第百六十条の百二十九第二項において準用する同法第二百五十七条の二第二項若しくは第百六十条の百三十第二項において準用する同法第二百五十七条の三第二項の規定又は第百六十条の百二十一第一項、第百六十条の百二十三第七項、第百六十条の百二十四第二項、第百六十条の百二十六第一項（第百六十条の百三十一第四項（第百六十条の百三十二第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百六十条の百二十九第五項、第百六十条の

百三十第五項、第百六十条の百三十一第二項若しくは第百六十条の百三十二第三項の規定により新たに相互会社の株主又は社債権者となったときは、その相互会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券の交付（その者が端株主であるときは、端株券の交付又は端株主であることの確認。第四項において同じ。）を請求すべき旨及び株主又は社債権者となった後三年以内にこれを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、かつ、知れている権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 社債権者であった者が前項の請求をするには、従前の債券を相互会社に提出しなければならない。

3 従前の債券は、公示催告の手續によって、無効とすることができる。この場合においては、除権判決を得た者については、前項の規定は、適用しない。

4 第一項の相互会社が同項の公告をしても同項に定める株主又は社債権者が同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、その権利を失う。

5 会社更生法第二百六十二条第五項の規定は、前項の規定により株主がその権利を失った場合について準用する。

第百六十条の百三十五 社債権者であった者が前条第一項の期間内に従前の債券を提出できない場合にお

いて、同期間内にその者の請求があり、かつ、その期間内に他にこれを請求する者がいないときは、相互会社は、同条の規定にかかわらず、その請求者に対し、債券の交付をすることができる。

（基金の抛出等の引受権の譲渡）

第百六十条の百三十六 更生債権者、更生担保権者又は社員は、更生計画の定めにより相互会社の基金の抛出又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

2 更生債権者、更生担保権者又は社員は、計画の定めにより株式会社の株式又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の特例）

第百六十条の百三十七 会社更生法第二百六十五条の規定は更生債権者、更生担保権者又は社員が更生計画の定めにより株式を取得する場合について、同法第二百六十六条の規定は更生計画の定めによりこれらの者に対して株式又は社債を発行する場合について、それぞれ準用する。

（許可、認可等に基づく権利の承継）

第百六十条の百三十八 更生計画において相互会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分

に基づく権利義務を新相互会社に移転することを定めたときは、その新相互会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第百六十条の百三十九 更生計画において新相互会社が相互会社の租税債務を承継することを定めたときは、新相互会社は、その租税を納める義務を負い、相互会社の租税債務は、消滅する。

2 更生手続開始の決定があったときは、相互会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。ただし、法人税法第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による相互会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各事業年度の同法による所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

4 更生手続開始の時に続く相互会社の事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一条及

び地方税法第七十二条の二十六の規定は、適用しない。

5 第百六十条の七において準用する会社更生法第十七条第一項、第二項及び第三項前段、第十八条第一項、第十八条の二第三項、第十八条の三、第十九条並びに第二十条第二項から第四項までの規定（第百六十条の九において準用する場合を含む。）、第百六十条の八第一項（第百六十条の九において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定並びに第百六十条の八第二項（第百六十条の九において準用する場合を含む。）において準用する同法第十八条第一項の規定による登記については、登録免許税を課さない。

6 計画において相互会社が株式会社と合併してその株式会社が合併後存続することを定めた場合におけるその株式会社の合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（合併により増加した資本の金額のうち、更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

7 計画において相互会社が株式会社と合併して新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の

金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五とする。

8 計画において相互会社がその組織を変更して株式会社になることを定めた場合における設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

9 計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

10 会社更生法第二百六十九条第七項の規定は、第百六十条の九十九の規定により更生計画において相互会社が株式交換をすることを定めた場合における株式交換による資本の増加の登記の登録免許税の税率について準用する。

11 会社更生法第二百六十九条第八項の規定は、第百六十条の百の規定により更生計画において相互会社

が株式移転をすることを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

12 会社更生法第二百六十九条第十項の規定は、計画において株式移転又は合併によらないで新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

13 会社更生法第二百六十九条第十一項の規定は、計画において新相互会社が相互会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率について準用する。

（退職手当）

第百六十条の百四十 更生手続開始後相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であった者で、引き続き新相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となったものは、相互会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に定める者の相互会社における在職期間は、退職手当の計算については、新相互会社における在職期間とみなす。

（更生計画の変更）

第百六十条の百四十一 会社更生法第二百七十一条の規定は、相互会社の更生計画の認可の決定があった後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要があるが生じた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百十一条第三項」とあるのは「更生特例法第百六十条の八十六第三項」と、「第十五条」とあるのは「更生特例法第百六十条の六第四項において準用する第十五条」と、同条第四項中「第二百三十六条」とあるのは「更生特例法第百六十条の百七において準用する第二百三十六条」と読み替えるものとする。

（更生手続の終結）

第百六十条の百四十二 相互会社の更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をし、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。ただし、送達をすることを要しない。

2 会社更生法第三十五条第一項の規定は、前項の決定があった場合について準用する。

第九節 更生手続の廃止

（更生計画認可前の廃止）

第百六十条の百四十三 次に掲げる場合においては、裁判所は、職権で、相互会社について更生手続廃止の決定をしなければならない。

一 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集会の審理若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二 計画案が否決されたとき、又は決議のための関係人集会の第一期日から二月以内若しくはその伸長した期間内に計画案が可決されないとき。

第百六十条の百四十四 会社更生法第二百七十三条の二の規定は相互会社の更生計画の認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになった場合について、同法第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は相互会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明らかになった場合について、それぞれ準用する。

（更生計画認可後の廃止）

第百六十条の百四十五 会社更生法第二百七十七条から第二百七十九条までの規定は、相互会社の更生計

画の認可の決定があつた後計画遂行の見込みがないことが明らかになった場合について準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは、「更生特例法第三章の二」と読み替えるものとする。

（廃止決定の公告、共益債権の弁済等）

第六百六十条の百四十六 会社更生法第二百八十条及び第二百八十一条第一項の規定は相互会社についての更生手続廃止の決定について、同条第二項及び同法第二百八十二条の規定は相互会社について更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十一条第一項中「第八条」とあるのは「更生特例法第六十条の四において準用する第八条」と、同法第二百八十二条中「第二十三条第一項本文」とあるのは「更生特例法第六十条の十において準用する第二十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

（更生債権者表等の記載の効力）

第六百六十条の百四十七 会社更生法第二百八十三条の規定は、第六百六十条の百四十三又は第六百六十条の百四十四において準用する同法第二百七十三条の二若しくは第二百七十四条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二百八十三条第一項中「確定

した更生債権又は更生担保権」とあるのは、「確定した更生債権、更生担保権又は社員権」と読み替えるものとする。

2 第百六十条の百九において準用する会社更生法第二百四十五条第二項の規定は、第百六十条の百四十五において準用する同法第二百七十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第十節 報酬及び報償金

（管財人等の報酬等）

第百六十条の百四十八 調査委員、保全管理人、監督員及び管財人は、相互会社の更生手続において、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。法律顧問、保全管理人代理及び管財人代理も、同様とする。

2 会社更生法第二百八十五条第二項の規定は前項の報酬の額について、同法第二百八十六条の規定は同項の費用及び報酬について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「更生特例法第百六十条の百四十八第一項」と読み替えるものとする。

（代理委員等の報償金等）

第百六十条の百四十九 更生債権者、更生担保権者、社員若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に対し、相互会社の財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支払うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

2 会社更生法第二百八十八条の規定は、前項の許可について準用する。

（抗告）

第百六十条の百五十 第百六十条の百四十八第一項及び前条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百六十一条第一項中「金融機関」の下に「及び保険会社（以下この節において「金融機関等」という。）」を加え、同条第二項中「規定により」の下に「金融機関の」を加え、同条第五項中「第三十一条」の下に「及び第百六十条の十四」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十一条」の下に「及び第百六十条の十四」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十一条」の下に「及び第百六十条の十四」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 監督庁は、第一項の規定により保険会社の更生手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六十二条中「金融機関」を「金融機関等」に改め、「第三十一条」の下に「若しくは第六十条の十四」を、「第三十九条」の下に「及び第六十条の二十二」を加える。

第六十三条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、「第三十三条第一項」の下に「若しくは第六十条の十六第一項」を加え、同条第二項中「第二十一条」の下に「及び第六十条の四」を、「第三十三条第二項」の下に「及び第六十条の十六第二項」を加える。

第六十六条第三項中「第三十七条第二項」を「同法第四十七条第二項」に改める。

第六十九条及び第七十三条第三項中「前章」を「第三章」に改める。

第四章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 保険契約者保護機構の権限等

第一款 保険契約者保護機構の権限

（届出期間を定める場合の特例）

第七十七條の十五 裁判所は、保險会社について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十六條（第六十條の十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により定める同法第四十六條第一号の届出期間について、保險契約者保護機構（保險業法第二百五十九條に規定する保險契約者保護機構であつて、当該保險会社が加入しているものをいう。以下「保護機構」という。）の意見を聴かなければならない。

（送達の特例）

第七十七條の十六 保險会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者又は更生担保権者である保險契約者等（保險契約者その他の保險契約に係る権利（保險契約者が相互会社の社員であるときは、社員の権利を含む。以下この節において同じ。）を有する者をいう。以下この節において同じ。）に対しては、会社更生法第四十七條第二項の規定又は第六十條の二十第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第四十七條第一項各号に掲げる事項

又は第百六十条の二十第一項各号に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

3 保険会社の更生手続において、第百七十七条の十八第一項の規定による保険契約者表の提出があるまでに、会社更生法第四十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項若しくは第百六十条の二十第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は更生手続開始決定取消しの決定が確定した場合においては、更生債権者又は更生担保権者である保険契約者等であつて同法第百二十五条第一項又は第百二十六条第一項（これらの規定を第百六十条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十七条第三項において準用する同条第二項若しくは第百六十条の二十第三項において準用する同条第二項の規定又は同法第五十一条第二項において準用する同法第四十七条第二項若しくは第百六十条の二十三において準用する同法第五十一条第二項において準用する同法第四十七条第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第四十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項若しくは第百六十条の二十第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた

変更の内容又は更生手続開始決定取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

（保険契約者表の作成及び縦覧等）

第一百七十七条の十七 保護機構は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権又は更生担保権である保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）について次の各号に掲げる保険契約者表を作成し、権利の性質に応じ適宜分類して、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 更生債権者に係る保険契約者表

イ 保険契約者等の氏名及び住所

ロ 保険契約に係る権利の内容及び原因（更生債権が相互会社の保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）

ハ 議決権（会社更生法第一百三十三条第二項（第六十条の四十において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。次号において同じ。）の額

ニ 保険契約に係る権利が優先権のある債権又は会社更生法第二百二十一条第一項第一号若しくは第百

六十条の四十四第一項第一号に掲げる債権であるときは、その旨

二 更生担保権者に係る保険契約者表

イ 保険契約者等の氏名及び住所

ロ 保険契約に係る権利の内容及び原因（更生担保権が相互会社の保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者を社員とするものであるときは、その旨を含む。）、担保権の目的及び価額並びに保険会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

ハ 議決権の額

2 保護機構は、保険契約者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた届出期間の末日の前日までの間、保険契約者表を保険契約者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による保険契約者表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 保護機構は、保険契約者表を縦覧に供することを開始した後、当該保険契約者表に記載されていない

保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該保険契約者表に、当該保険契約に係る権利に係る第一項各号に掲げる事項の記載の追加をしなければならない。当該保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利について当該保険契約に係る権利を有する者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。

5 保護機構は、保険契約者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該保険契約者表に記載されている保険契約者等の承諾を得て、当該保険契約者等に係る保険契約に係る権利について、その記載を削除し、又は当該保険契約者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該保険契約者表に記載されている保険契約者等に係る保険契約に係る権利を、保険業法第二百七十条の六の八の規定により買い取った場合において、当該保険契約に係る権利について、その記載を削除し、又は当該保険契約者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該保険契約者等の承諾を要しない。

（保険契約者表の提出）

第一百七十七条の十八 保護機構は、裁判所の定めた届出期間の末日に、前条の規定により作成した保険契約者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、保護機構が、保険契約者表を裁判所に提出した後、当該保険契約者表に記載されていない保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるもの及び既に保険契約者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、更生計画案審理のための関係人集会が終わった後は、することができない。

4 会社更生法第二百二十五条第三項の規定は、第一項の規定による保険契約者表の提出及び第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

5 保険契約者表及び前項において準用する会社更生法第二百二十五条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（保険契約者表の提出の効果）

第一百七十七条の十九 会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利（保険契約者等が当該提出があるまでに同法第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第一項（これらの規定を第六十条の四十八において準用する場合

合を含む。）の規定により届け出たものを除く。）については裁判所の定めた届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第百七十七条の十七第四項前段の規定による記載の追加に係る保険契約に係る権利については同法第百二十七条第一項（第百六十条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による届出の追完があったものとみなす。

（保険契約者等の参加）

第百七十七条の二十 前条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる保険契約に係る権利（保護機構が会社更生法第百二十八条第一項（第百六十条の五十において準用する場合を含む。）の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を有する者は、自ら更生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、更生手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これを保護機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした保険契約者等は、前条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる
当該保険契約者等に係る保険契約に係る権利の全部をもって自ら更生手続に参加するものとする。

（保険契約者保護機構の権限）

第一百七十七条の二十一 保護機構は、第一百七十七条の十九の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる保険契約に係る権利を有する者（参加の届出をした保険契約者等を除く。以下この節において「保護機構代理保険契約者」という。）のために、当該保護機構代理保険契約者に係る保険契約に係る権利（以下この節において「保護機構代理債権」という。）をもって、更生手続に属する一切の行為（次に掲げる保護機構代理債権に係る更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、保護機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは保護機構代理債権に関する届出に係る事項について当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は保護機構代理債権に係る更生債権若しくは更生担保権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者の授權がなければならない。

一 保険金請求権

二 損害をてん補することを請求する権利（前号に掲げるものを除く。）

三 更生債権及び更生担保権調査の期日において、保護機構が異議を述べた保護機構代理債権

（保険契約者保護機構の義務）

第一百七十七条の二十二 保護機構は、保護機構代理保険契約者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならぬ。

2 保護機構は、保護機構代理保険契約者に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならぬ。

（届出に係る事項の変更）

第一百七十七条の二十三 保護機構は、保護機構代理債権に関する届出に係る事項について当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第一百七十七条の十八第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、会社更生法の規定又は前章の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第二百二十七条第四項（第一百六十条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による変更とみなす。

（特別期日の費用）

第一百七十七条の二十四 保護機構代理債権に係る会社更生法第一百三十八条第二項（第一百六十条の五十四第二項並びに同法第一百三十九条（第一百六十条の五十四第二項において準用する場合を含む。）及び同法第一百四十条（第一百六十条の五十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する特別期日（以下この条において「特別期日」という。）の費用は、保護機構の負担とする。ただし、保護機構は、同法第八十九条（第一百六十条の三十三において準用する場合を含む。）の規定により原状に復した保険契約に係る債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、保護機構代理保険契約者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第百七十七条の二十五 更生債権及び更生担保権調査の期日において保護機構代理債権について異議があったとき（保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べたときを除く。）は、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

2 更生債権及び更生担保権調査の期日において保護機構が保護機構代理債権について異議を述べたときは、裁判所は、これを当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。（議決権の行使のための通知及び公告）

第百七十七条の二十六 保護機構は、会社更生法第二百条第一項（同法第二百七十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十条の八十第一項（第百六十条の百四十一において準用する同法第二百七十一条第二項において準用する場合を含む。）の関係人集会において保護機構代理保険契約者のために議決権を行使しようとするときは、当該関係人集会の第一期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画の内容を保護機構代理保険契約者に通知するとともに公告しなければならない。

（保険契約者保護機構がする通知等）

第百七十七条の二十七 第百七十七条の二十五第一項及び前条の規定による通知は、書類を通常の取扱い

による郵便に付してすることができる。この場合においては、会社更生法第十四条第四項の規定を準用する。

2 会社更生法第十二条の規定は、第一百七十七条の十七第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等

（管財人の解除権に関する特例）

第一百七十七条の二十八 保険会社を保険者とする保険契約（再保険契約を除く。）については、会社更生法第一百三十三条（第一百六十条の三十八において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（補償対象保険金の弁済に関する特例）

第一百七十七条の二十九 保険会社について更生手続開始の決定があった場合において、当該保険会社は、保護機構と保険業法第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結したときは、会社更生法第一百十二条（第一百六十条の四十において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険業法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（第一百九十四条の二十八第一項において「補償対象契約」

という。）に係る保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条から第七十七條の三十一まで、第九十四條の二十八及び第九十四條の二十九において「保険金請求権等」という。）に係る更生債権者又は更生担保権者の請求に基づき、同法第二百四十五條に規定する補償対象保険金（第九十四條の二十八第一項において「補償対象保険金」という。）に係る債務の弁済をすることができる。

2 裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に前項の規定による請求がされた保険金請求権等については、当該保険金請求権等に係る更生債権者又は更生担保権者は、その請求をした後二週間の不変期間内に、会社更生法第二百二十五條第一項若しくは第二百六條第一項（これらの規定を第六十條の四十八において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第二百七條第一項（第六十條の四十八において準用する場合を含む。）の規定による届出の追完、同法第二百七條第四項（第六十條の四十八において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更又は同法第二百八條（第六十條の五十において準用する場合を含む。）の規定による届出名義の変更（以下「届出等」という。）をしなければならない。

3 更生債権者又は更生担保権者は、第一項の規定により弁済を受けた場合であっても、その弁済を受け

る前の債権の全部をもって更生手続に参加することができる。

4 第一項の規定により弁済を受けた更生債権者又は更生担保権者は、同じ性質の権利を有する他の更生債権者又は更生担保権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、更生手続により、弁済を受けることができない。

5 前項の更生債権者又は更生担保権者は、第一項の規定により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

第百七十七条の三十 保険会社は、前条第一項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る保険金請求権等について第百七十七条の十七第一項各号に掲げる事項を保護機構に通知しなければならぬ。

（保険契約に係る権利の届出に関する特例）

第百七十七条の三十一 保険契約者が更生債権又は更生担保権である保険契約に係る権利について届出等をしたときは、更生計画において、更生債権又は更生担保権である当該保険契約に係る権利であつて届出等がなかったもの（当該保険契約者以外の者が有するものを含み、第百七十七条の二十九第一項の規

定による請求に係る保険金請求権等を除く。）についても、会社更生法第二百十一条第一項又は第百六十条の八十六第一項の権利を変更する条項を定めなければならない。

2 前項の規定は、保険契約に係る権利を有する者（保険契約者を除く。）が、届出等を行うことを妨げない。この場合における届出等は、保険事故の発生その他の事由により当該権利が生じた後にするものとする。

（保険契約に係る権利の調査及び確定に関する特例）

第百七十七条の三十二 第百七十七条の二十九第二項の規定による届出等がされた場合又は前条第二項の規定による届出等が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前にされた場合においては、当該届出等に係る権利については、会社更生法第百三十五条から第百四十二条まで又は第百六十条の五十四の規定による調査は行わず、裁判所は、直ちにその届出等があった旨を管財人及び保険会社に通知しなければならない。

2 会社更生法第百四十三条の規定（保険会社が相互会社である場合にあっては、第百六十条の五十五の規定）は、前項の通知があった日から二週間以内に同項の権利について管財人の異議がなかった場合に

ついて準用する。

3 第一項の通知があつた日から二週間以内に同項の権利について管財人の異議があつたときは、裁判所は、これをその権利に係る債権者に通知しなければならない。

4 前項の管財人の異議があつた権利に対する会社更生法第四百四十七条第二項（第六十条の五十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「その権利の調査（前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知）」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第七十七条の三十二第三項の規定による通知」とする。

（保険契約者の保険契約に係る債権の評価）

第七十七条の三十三 会社更生法第一百八条第一項（同法第二百二十四条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十条の四十若しくは第六十条の四十七において準用する同法第一百八条第一項に規定する更生手続開始の時ににおける評価額は、保険契約者の保険契約に係る債権（更生手続開始の時ににおいて既に保険事故の発生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条において「保険金請求権等」という。）が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消

減することとなるものに限る。）に係る債権を除く。）については、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。次条第三項において同じ。）及び外国生命保険会社等（保険業法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。次条第三項において同じ。）にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）及び外国損害保険会社等（保険業法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。）にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一 更生手続開始の時ににおいて被保険者のために積み立てた金額

二 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、更生手続開始の時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

三 更生手続開始の時ににおいて払戻積立金として積み立てた金額

（保険会社の更生計画）

第百七十七条の三十四 会社更生法第二百二十九条（第百六十条の百四において準用する場合を含む。）の規定は、更生計画で同種の保険契約に係る債権を変更する場合において、責任準備金の積立方式及び

予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について、同一の水準を用いることを妨げるものと解してはならない。

2 会社更生法第二百二十九条（第一百六十条の百四において準用する場合を含む。）の規定は、更生計画において、保険会社の更生手続開始の決定の後（裁判所が会社更生法第三十九条第一項前段の規定又は第一百六十条の十六第一項の規定により保険会社が更生債権者又は更生担保権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合にあっては、その決定があった後）に発生する解約返戻金その他これに類する給付金に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して不利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

3 保険契約に係る債権のうち保険会社（生命保険会社及び外国生命保険会社等に限る。）の更生手続開始の決定の後に収入した保険料により積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約者の保険契約に係る債権の部分については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

第一百七十八条第一項中「及び証券会社」を「証券会社及び保険会社」に改め、同条第二項中「規定は」を「規定は」に改め、「申立てについて」の下に「同条第三項の規定は監督庁が前項の規定により

する保険会社の破産の申立てについて、それぞれ」を加える。

第五章の二の章名を削る。

第百九十四条の十五を第百九十四条の三十とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章の二 雑則

第五章に次の一節を加える。

第四節 保険契約者保護機構の権限

（債権届出の期間を定める場合の特例）

第百九十四条の十五 裁判所は、保険会社について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産法第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により定める同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間について、保護機構の意見を聴かなければならない。

（送達の特例）

第百九十四条の十六 保険会社について破産の宣告をしたときは、債権者である保険契約者等（保険契約

者その他の保険契約に係る権利を有する者をいう。以下この節において同じ。）に対しては、破産法第百四十三条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第百四十三条第一項各号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 保険会社の破産手続において、第百九十四条の十八第一項の規定による保険契約者表の提出があるまでに、破産法第百四十三条第一項第二号若しくは第三号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定若しくは強制和議取消しの取消しの決定が確定した場合においては、債権者である保険契約者等であって同法第二百二十八条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第百四十三条第三項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第百五十六条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百四十三条第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第百四十三条第一項第二号若しくは第三号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について生じた変更の内容又は破産取消しの決定若しくは強制和議取消しの取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

（保険契約者表の作成及び縦覧等）

第百九十四条の十七 保護機構は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）について次に掲げる事項を記載した保険契約者表を作成しなければならない。

一 保険契約者等の氏名及び住所

二 保険契約に係る権利の額及び原因

三 保険契約に係る権利が優先権のある債権又は破産法第四十六条第一号に掲げる請求権を含むときは、その旨

2 保護機構は、保険契約者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、

裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日までの間、保険契約者表を保険契約者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による保険契約者表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 保護機構は、保険契約者表を縦覧に供することを開始した後、当該保険契約者表に記載されていない保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該保険契約者表に、当該保険契約に係る権利に係る第一項各号に掲げる事項の記載の追加をしなければならない。当該保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利について当該保険契約に係る権利を有する者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。

5 保護機構は、保険契約者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該保険契約者表に記載されている保険契約者等の承諾を得て、当該保険契約者等に係る保険契約に係る権利について、その記載を削除し、又は当該保険契約者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該保険契約者表に記載されている保険契約者等に係る保険契約に係る権利を、保険業法第二百七十条の六の八の規定に

より買い取った場合において、当該保険契約に係る権利について、その記載を削除し、又は当該保険契約者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該保険契約者等の承諾を要しない。

（保険契約者表の提出）

第百九十四条の十八 保護機構は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日に、前条の規定により作成した保険契約者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、保護機構が、保険契約者表を裁判所に提出した後、当該保険契約者表に記載されていない保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるもの及び既に保険契約者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 破産法第二百二十八条第三項の規定は、第一項の規定による保険契約者表の提出及び前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

4 保険契約者表及び前項において準用する破産法第二百二十八条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（保険契約者表の提出の効果）

第百九十四条の十九 破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利（保険契約者等が当該提出があるまでに同法第二百二十八条第一項の規定により届け出たものを除く。）については裁判所の定めた債権届出の期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第百九十四条の十七第四項前段の規定による記載の追加に係る保険契約に係る権利については裁判所の定めた債権届出の期間後に届出があったものとみなす。

（保険契約者等の参加）

第百九十四条の二十 前条の規定により届出があったものとみなされる保険契約に係る権利（保護機構が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、破産手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これを保護機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした保険契約者等は、前条の規定により届出があったものとみなされる当該保険契約者等に係る保険契約に係る権利の全部をもって自ら破産手続に参加するものとする。

（保険契約者保護機構の権限）

第百九十四条の二十一 保護機構は、第百九十四条の十九の規定により届出があったものとみなされる保険契約に係る権利を有する者（参加の届出をした保険契約者等を除く。以下この節において「保護機構代理保険契約者」という。）のために、当該保護機構代理保険契約者に係る保険契約に係る権利（以下この節において「保護機構代理債権」という。）をもって、破産手続に属する一切の行為（次に掲げる保護機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、保護機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは保護機構代理債権に関する届出に係る事項について当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は保護機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者の授權がなければならない。

一 保険金請求権

二 損害をてん補することを請求する権利（前号に掲げるものを除く。）

三 債権調査の期日において、保護機構が異議を述べた保護機構代理債権

（保険契約者保護機構の義務）

第百九十四条の二十二 保護機構は、保護機構代理保険契約者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならぬ。

2 保護機構は、保護機構代理保険契約者に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならぬ。

（届出に係る事項の変更）

第百九十四条の二十三 保護機構は、保護機構代理債権に関する届出に係る事項について当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

（特別期日の費用）

第百九十四条の二十四 保護機構代理債権に係る破産法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する特別期日（以下この条において「特別期日」という。）の費用は、同法第二百三十四条第二項後段の規定にかかわらず、保護機構の負担とする。ただし、保護機構は、同法第七十九条の規定により原状に復した保険契約に係る権利について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、保護機構代理保険契約者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第百九十四条の二十五 債権調査の期日において保護機構代理債権について異議があったとき（保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べたときを除く。）は、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

2 債権調査の期日において保護機構が保護機構代理債権について異議を述べたときは、裁判所は、これを当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第百九十四条の二十六 保護機構は、破産法第二百九十九条第一項に規定する債権者集会において保護機構代理保険契約者のために議決権を行使しようとする場合において、同条第三項の規定により同項に規定する書面の送達を受けたときは、当該書面に記載された強制和議の条件及び監査委員の意見の要領並びに当該強制和議に係る保護機構の議決権の行使について必要な事項を当該保護機構代理保険契約者に通知するとともに公告しなければならない。

（保険契約者保護機構がする通知等）

第百九十四条の二十七 第百九十四条の二十五第一項又は前条の規定による通知は、書類を通常の手配による郵便に付してすることができる。

2 前項の規定により書類を通常の手配による郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、通知があったものとみなす。

3 第百九十四条の十七第二項及び前条の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

4 破産法第百十五条第二項の規定は、第百九十四条の十七第二項及び前条の規定による公告について準

用する。

（補償対象保険金の弁済に関する特例）

第百九十四条の二十八 保険会社について破産の宣告があった場合において、当該保険会社は、保護機構と保険業法第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結したときは、破産法第十六条の規定にかかわらず、補償対象契約に係る保険金請求権等に係る破産債権者の請求に基づき、補償対象保険金に係る債務の弁済をすることができる。

2 破産債権者は、前項の規定により弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもって破産手続に参加することができる。

3 第一項の規定により弁済を受けた破産債権者は、他の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、破産手続により、弁済を受けることができない。

4 前項の破産債権者は、第一項の規定により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

第百九十四条の二十九 保険会社は、前条第一項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求

に係る保険金請求権等について第百九十四条の十七第一項各号に掲げる事項を保護機構に通知しなければならぬ。

第百九十五条第一項中「この条」を「この項」に、「担保権者」を「協同組織金融機関に係る担保権者」に改め、同項第一号中「担保権者」を、「協同組織金融機関に係る担保権者」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 相互会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、相互会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者（以下この項において「相互会社に係る担保権者」という。）若しくは社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、相互会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 相互会社の財産を隠匿し、き棄し、又は債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員の不利益に処分すること。

二 相互会社の負担を虚偽に増加すること。

三 保険業法第二十一条第一項において準用する商法第三十二条第一項の規定により作成すべき帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すること。

第百九十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項に規定する者でなくて同項に規定する行為をした者又は自己若しくは他人の利益を図る目的で更生債権者、更生担保権者若しくは社員として虚偽の権利を行った者は、相互会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第百九十七条第一項中「協同組織金融機関」の下に「又は相互会社」を、「組合員等」の下に「社員」を加え、同条第二項中「協同組織金融機関」の下に「又は相互会社」を加える。

第百九十九条の次に次の一条を加える。

第百九十九条の二 組織変更後の相互会社又は新相互会社（合併により設立される新相互会社を除く。）の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される

会社更生法第九十八条の二第一項（同法第一百一条の三及び第十八条の三第三項の規定により読み替えて適用される同法第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 相互会社、組織変更後の株式会社又は新相互会社若しくは新株式会社（共同株式移転又は合併により設立される新相互会社及び新株式会社を除く。）の取締役、監査役、支配人その他の使用人が第一百六十条の三第三項の規定により読み替えて適用される第一百六十条の十七第二項、第一百六十条の十八第二項、第一百六十条の三十五第二項、第一百六十条の三十六第二項又は第一百六十条の百十第四項において準用する会社更生法第九十八条の二第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

第二百条の次に次の一条を加える。

第二百条の二 保険業を営む株式会社について更生手続が開始された場合における会社更生法第二百九十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二百六十二条第一項」とあるのは、「更生特例法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される第二百六十二条第一項」とする。

2 組織変更後の相互会社又は新相互会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人は、会社更生法第二百四十八条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したときは、百万円以下の過料に処する。

第六章中第二百一条の次に次の一条を加える。

第二百二条 更生手続の開始された相互会社、組織変更後の株式会社又は新相互会社若しくは新株式会社
の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第一百六十条の百十一において準用する会社更生法第二百四十八条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

二 第一百六十条の百三十四第一項の規定によつてすべき公告若しくは通知をすることを怠り、又は同条第五項において準用する会社更生法第二百六十二条第五項の規定に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

2 更生債権者、更生担保権者、社員及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者が前項第一号

に掲げる行為をしたときも、同項と同様とする。